

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請の手引（案）

令和 7 年 3 月版

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

は　じ　め　に

昭和３６年、全国的な梅雨前線豪雨により崖崩れや土砂流出が発生し、多大な被害がもたらされました。このため、実効性のある宅地造成基準が求められ、同年１１月に「宅地造成等規制法」が公布され、昭和３７年に施行されました。

平成１８年には兵庫県南部地震や新潟県中越地震の影響を受け、法改正が行われ、新規造成工事を規制する「宅地造成工事規制区域」と、崩落等の危険がある既存の宅地造成を「造成宅地防災区域」として指定し、宅地所有者等に対して必要な勧告や命令を行えるようにしました。

さらに、令和３年７月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、令和４年に「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」とし、土地の用途に関わらず危険な盛土等を包括的に規制することとなりました。

さいたま市では、盛土等に伴う災害から人命を守るため、令和７年５月２６日に本市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、運用を開始します。

この手引は、宅地造成等に関する工事を行う上で必要な許可申請手続や審査基準等について、盛土規制法の制度をまとめたものです。

つきましては、今後、宅地造成等に関する工事の許可申請等を行う際には、この手引により手続を行っていただき、宅地造成等に関する工事の円滑かつ適正な実施が図られるようにご協力をお願いいたします。

※ 本文中の主な略称は次のとおりです。

法	：宅地造成及び特定盛土等規制法
政　　令	：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省　　令	：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
細　　則	：さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
手数料条例	：さいたま市都市計画関係事務手数料条例

本文中の宅地造成及び特定盛土等規制法の条文内における「都道府県」及び「都道府県知事」の読み替えについては、法第４条第１項の規定に基づき、法第１５条第１項の「都道府県」は、「指定都市」に読み替えてください。

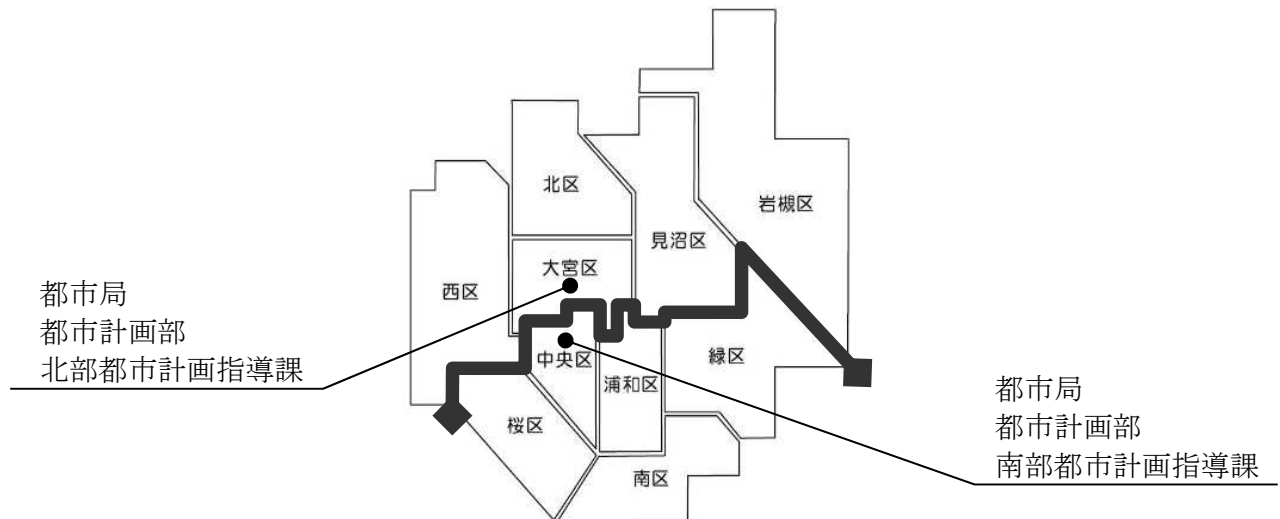
また、法第５条第１項の規定に基づき、法第５０条を除いて、「都道府県知事」は、「指定都市の長」に読み替えてください。

許可申請書等の提出窓口

許可に関する事前相談及び申請書等の提出窓口は下表のとおりです。土地の存する区により窓口が異なりますのでご注意ください。

なお、都市計画課（市役所 9 階）では、盛土等行為の相談、許可申請等の受付は行っておりません。

担当窓口	管轄区域
都市局 都市計画部 北部都市計画指導課 開発第1係・開発第2係 大宮区役所 6 階 電話：048-646-3184（北区・西区・大宮区・見沼区） 048-646-3185（岩槻区）	西 区
	北 区
	大宮区
	見沼区
	岩槻区
都市局 都市計画部 南部都市計画指導課 開発係 中央区役所3階 電話：048-840-6184 048-840-6185	中央区
	桜 区
	浦和区
	南 区
	緑 区



北部及び南部都市計画指導課の所管区域にまたがる行為

※ 原則として、所管する区域に盛土、切土又は土石の堆積をする土地の過半の面積が含まれる区域の都市計画指導課が窓口となります。

盛土等を行う土地が異なる許可権者の区域にまたがる行為

※ それぞれの区域を所管する許可権者が許可することとなりますので、それぞれの自治体が窓口となります。

盛土等行為の申請手数料

1 申請手数料（7.1 さいたま市都市計画関係事務手数料条例）

表1 法第12条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額
500㎡以内	16,000円
500㎡超 1,000㎡以内	28,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	40,000円
2,000㎡超 3,000㎡以内	58,000円
3,000㎡超 5,000㎡以内	73,000円
5,000㎡超 1ha以内	98,000円
1ha超 2ha以内	151,000円
2ha超 4ha以内	233,000円
4ha超 7ha以内	368,000円
7ha超 10ha以内	526,000円
10ha超	684,000円

表2 法第16条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

変更内容	手数料の額
(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が684,000円を超えるときは、その手数料の額は、684,000円とする。
(2) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更	盛土又は切土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(3) その他の変更	新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前項に規定する額
	11,000円

表3 法第12条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査

土石の堆積を行う土地の面積	手数料の額
500㎡以内	12,000円
500㎡超 1,000㎡以内	15,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	18,000円
2,000㎡超 3,000㎡以内	22,000円
3,000㎡超 5,000㎡以内	32,000円
5,000㎡超 1ha以内	35,000円
1ha超 2ha以内	42,000円
2ha超 4ha以内	57,000円
4ha超 7ha以内	77,000円
7ha超 10ha以内	113,000円
10ha超	136,000円

表4 法第16条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

変更内容	手数料の額
	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。
(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	土石の堆積を行う土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更	新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前項に規定する額
(3) その他の変更	11,000円

表5 規則第88条の規定による書面の交付

内容	手数料の額
盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付	1件につき 3,000円
盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	1件につき 7,000円

目次

第1章 法の趣旨	1
1.1 法の目的	1
1.2 法の概要	1
第2章 制度の解説	6
2.1 用語の定義	6
2.1.1 土地の分類	6
2.1.2 土地の形質変更	7
2.1.3 崖	9
2.1.4 土石の堆積	10
2.1.5 工事主・工事施行者	11
2.2 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	12
2.3 許可を要する工事	13
2.4 届出を要する工事	15
2.5 許可又は届出が不要となる工事	16
2.5.1 他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事	17
2.5.2 一定規模以下の盛土等の工事	18
2.5.3 工事の施行に付随して行われる土石の堆積	19
2.5.4 土地利用のために土地の形質を維持する行為	20
2.5.5 窪地等を埋め立てる行為	20
2.6 一体性の考え方	21
2.7 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）	23
2.7.1 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超える場合	23
2.7.2 分離された複数の盛土等がある場合	24
2.7.3 許可対象規模の盛土等と物理的一体性がある場合	24
2.7.4 道路工事と一体的に民有地内で行う接続通路の設置等	25
2.8 国又は都道府県の特例	26
2.9 みなし許可	27
2.10 法に適合していることの証明書の交付	28
2.11 関係法令等	30
2.12 監督処分	31
2.13 改善命令	32
2.14 行政代執行	33
2.15 罰則	34
2.16 土地の保全	36
2.16.1 維持管理の主体	36
2.16.2 維持管理の方法	36
第3章 工事の許可申請手続等	38
3.1 手続の要否の判定	38
3.2 手続の流れ	39
3.3 標準処理期間	41
3.4 許可申請に必要な書類等	42
3.4.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等	44
3.4.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等	47
3.5 申請手数料	49
3.6 許可又は不許可の通知	51
3.7 許可情報の公表	52
第4章 許可基準	53
4.1 住民への周知	53
4.2 技術的基準への適合	56
4.2.1 地盤について講ずる措置に関する技術的基準	57
4.2.2 擁壁の設置に関する技術的基準	62
4.2.3 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造	64

4.2.4	練積み造の擁壁の構造	71
4.2.5	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用	73
4.2.6	擁壁の水抜穴	75
4.2.7	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用	75
4.2.8	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準	76
4.2.9	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	77
4.2.10	排水施設の設置に関する技術的基準	79
4.2.11	認定擁壁	79
4.2.12	特定盛土等に関する工事の技術的基準	79
4.2.13	土石の堆積に関する工事の技術的基準	80
4.3	資力・信用	83
4.4	工事施行者の能力	84
4.5	土地所有者等の同意	85
4.6	設計者の資格	86
4.7	土石の堆積に関する工事の期間	88
第5章	その他の手続	89
5.1	規制区域指定の際の工事の届出	89
5.1.1	届け出期間及び届出に必要な書類等	89
5.1.2	届出情報の公表	91
5.2	擁壁等を除却する工事の届出	92
5.3	公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	92
第6章	工事着手から完了までの手続等	93
6.1	着手の届出	93
6.2	変更の許可又は届出	93
6.2.1	変更の許可	93
6.2.2	変更の届出	93
6.3	軽微な変更	94
6.4	工事の廃止	95
6.5	申請の取り下げ	95
6.6	許可に基づく地位の承継	95
6.6.1	一般承継	95
6.6.2	特定承継	95
6.7	中間検査	96
6.8	完了検査	97
6.9	検査等受検の流れ	98
6.10	検査項目	99
6.11	定期報告	100
6.11.1	報告の頻度	100
6.11.2	報告の方法・内容	101
第7章	条例・施行細則	102
7.1	さいたま市都市計画関係事務手数料条例	102
7.2	さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	104
第8章	様式一覧	106
8.1	国様式	106
8.2	さいたま市様式	127
8.3	参考様式	142

第1章 法の趣旨

1.1 法の目的

【法律】

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

解説

法は、国民の生命や身体を守るために、盛土等による災害を防止することを目的としています。そして、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを定めています。具体的には、宅地造成や盛土行為に関する規制を強化し、土地の用途や目的にかかわらず、安全基準を満たさない盛土等を規制対象としています。

1.2 法の概要

1 背景・必要性

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制します。

2 法の概要

(1) スキマのない規制

- ・ 市長が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・ 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする等

(2) 盛土等の安全性の確保

- ・ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、施工状況の定期報告、施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施等

(3) 責任の所在の明確化

- ・ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする等

(4) 実効性のある罰則の措置

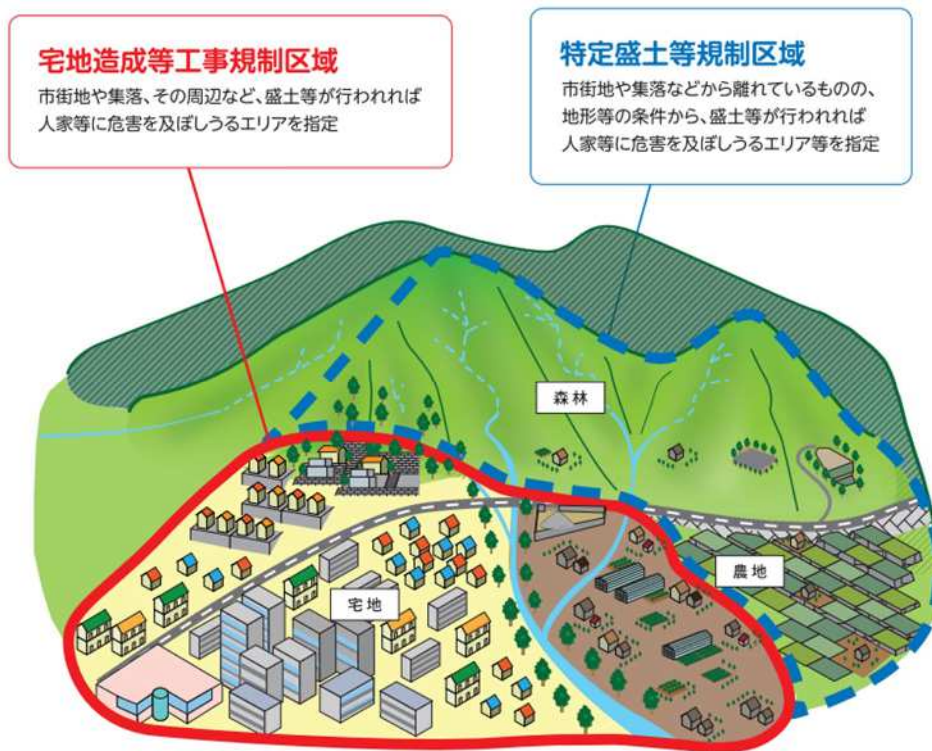
- ・ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化等
- ※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

(「盛土規制法の概要」(国土交通省) (<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-gaiyou.html>) を加工して作成)

3 規制区域について

(1) 規制区域のイメージ

盛土等に伴う災害から人命を守るため、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。規制区域のイメージを下图に示します。



規制区域のイメージ図

(2) 規制区域の指定について

規制区域は、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ決定します。

4 規制区域内での主な規制事項

(1) 許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ市長の許可が必要です。

- ・ 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- ・ 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意及び周辺住民への事前周知を要件化

※ 宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。

※ 都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、法に基づく許可を受けたものとみなされます。

ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

<適用除外>

※ 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、法は適用されません。

また、例えば、以下のような場合は、法に基づく許可手続が不要となります。

- ・ 国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- ・ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するものなど

5 許可対象となる盛土の規模

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

例えば、宅地を造成するための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土等

要件	① 盛土で高さが1 m超の崖※を生ずるもの	② 切土で高さが2 m超の崖※を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、2 m超の崖※を生ずるもの (①、②を除く)	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)
イメージ図					

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば、土石のストックヤードにおける仮置き等

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

8 規制対象行為と必要な手続

区域	行為	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さ1 m超の崖 ② 切土で高さ2 m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ2 m超の崖 (①、②を除く) ④ 盛土で高さ2 m超 (①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積5 0 0 m ² 超 (①～④を除く)	① 盛土で高さ2 m超の崖 ② 切土で高さ5 m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5 m超の崖 (①、②を除く) ④ 盛土で高さ5 m超 (①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積3, 0 0 0 m ² 超 (①～④を除く)	同 左	許可対象 全て
	土石の堆積 一時的な	① 堆積の高さ2 m超かつ面積3 0 0 m ² 超 ② 堆積の面積5 0 0 m ² 超	—	① 堆積の高さ5 m超かつ面積1, 5 0 0 m ² 超 ② 堆積の面積3, 0 0 0 m ² 超	許可対象 全て

9 盛土等を安全に保つ責務

盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務を有します。

災害防止のため必要な時は、土地所有者等だけではなく、無許可の盛土等を行った原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられます。規制区域内では、無許可で盛土等を行った場合はもちろん、所有地内の盛土等により災害のおそれがある場合にも、是正措置等の命令の対象となります。

(「<盛土規制法パンフレット>事業者用」(国土交通省))

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001603831.pdf>) を加工して作成)

第2章 制度の解説

2.1 用語の定義

2.1.1 土地の分類

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

【政令】

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【省令】

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

解説

公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含みます。

なお、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により、公共施設用地外で盛土等を行う工事は、法の規制対象となります。土地の分類は下表に示すとおりです。

表 土地の分類

法の適応	土地の分類	定 義
規制の対象	宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地
規制の対象	農地等	農地、採草放牧地及び森林
規制の対象外	公共施設用地	道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

1 公共施設用地の範囲

- (1) 公共施設用地のうち、公園については、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む
- (2) 公共事業（庁舎、図書館の建設等、残土処分場）における盛土等は、規制対象
- (3) 私道、農道及び里道は、規制対象
- (4) 私鉄、鉄道に附帯する駅舎及び変電施設等は、規制対象外
- (5) 私立学校及び保育所は、規制対象
- (6) 防衛省が所管する職員用の宿舎、団地及びレーダー施設は、規制対象外
- (7) 浄化槽は、規制対象

2.1.2 土地の形質変更

【法律】
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 略
二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

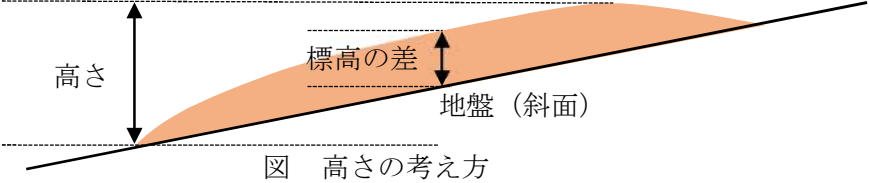
【政令】
(宅地造成及び特定盛土等)
第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。
一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの
五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

解説
土地の形質変更の定義は、下図に示すとおりです。

定義	① 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1 mを超える <u>崖※</u> ができるもの	② 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2 mを超える <u>崖※</u> ができるもの	③ 盛土又は切土であつて、切土と盛土とを同時にする場合において、当該盛土又は切土をした土地の部分に高さが2 mを超える <u>崖※</u> ができるもの (①、②を除く)	④ 盛土であつて、高さが2 mを超えるもの (①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² を超えるもの (①～④を除く)
イメージ図					

図 土地の形質変更（盛土・切土）の定義

※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
※ 下図に示すとおり、「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差をいいます。



〔盛土と埋戻し〕

「盛土」とは、現地盤線又は計画埋戻し線より上に土砂を盛り立てる箇所とします。

「埋戻し」とは、構造物の築造又は撤去後、現地盤線又は計画埋戻し線まで埋戻す箇所とします。このため、建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻し、並びに建築物等の工作物の解体に伴う埋戻しは、法の規制対象となりません。

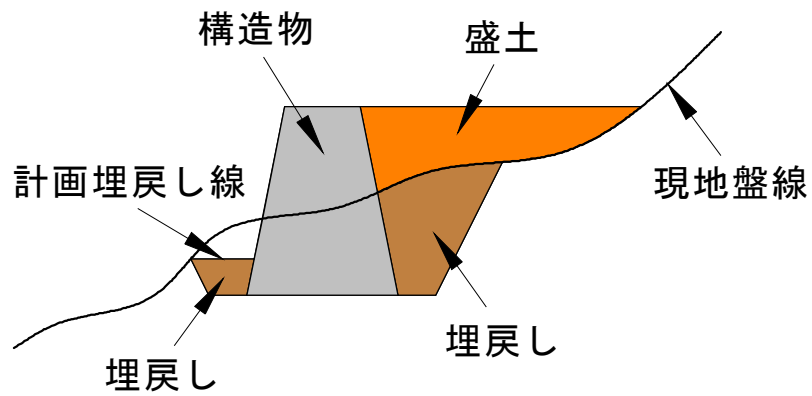


図 盛土と埋戻し

2.1.3 崖

【政令】

(定義等)

- 第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。
- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。
- 4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

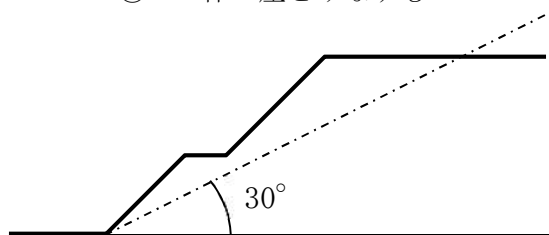
解説

崖とは、地表面が水平面に対して 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

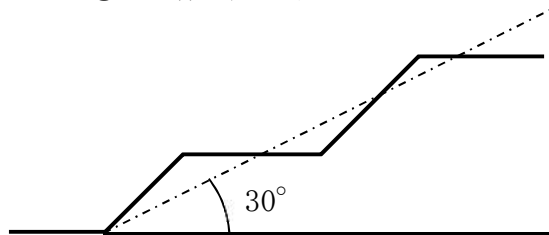
また、崖面とはその地表面を指します。

なお、小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ水平面に対して 30° の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなします。

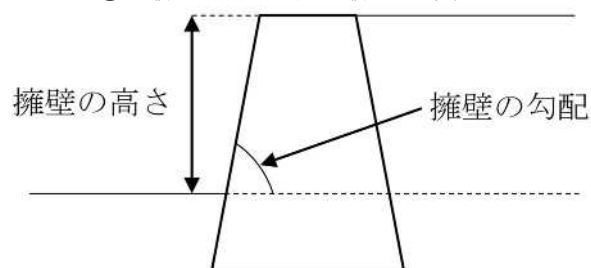
① 一体の崖とみなすもの



② 一体の崖とみなさないもの



③ 擁壁の勾配及び擁壁の高さ



2.1.4 土石の堆積

【法律】
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一〜三 略
四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

【政令】
(土石の堆積)
第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。
一 高さが二メートルを超える土石の堆積
二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

解説

土石の堆積とは、法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした土石を一時的に堆積する行為であり、下図に示すとおりです。
なお、土石の堆積の許可期間は最大5年です。

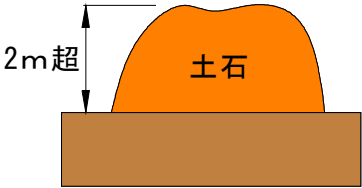
定義	① 高さが2 mを超える土石の体積	② ①に該当しない土石の体積であつて、当該土石の体積を行う土地の面積が500 m ² を超えるもの
イメージ図		

図 土石の堆積の定義

1 土石の定義

法における「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものとします。

(1) 「土砂」
「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。

- ① 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ② 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

(2) 「岩石」
「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

2 土石の堆積の定義

法における「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものをいいます。
なお、次に掲げるものについては、法の規制対象となりません。

- (1) 試験、検査等のための試料の堆積
- (2) 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- (3) 岩石のみを堆積する土石の堆積であつて勾配が30度以下のもの
- (4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、法の規制対象となります。

2.1.5 工事主・工事施行者

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 略

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

解説

工事主とは、工事の請負契約の注文者又は請負契約によらず自らその工事をする者をいいます。

工事施行者とは、工事の請負人又は請負契約によらず自らその工事をする者をいいます。

2.2 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域

【法律】

(宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

(特定盛土等規制区域)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

解説

令和7年5月26日に、さいたま市全域を「宅地造成等工事規制区域」として指定します。このため、特定盛土等規制区域の指定はありません。

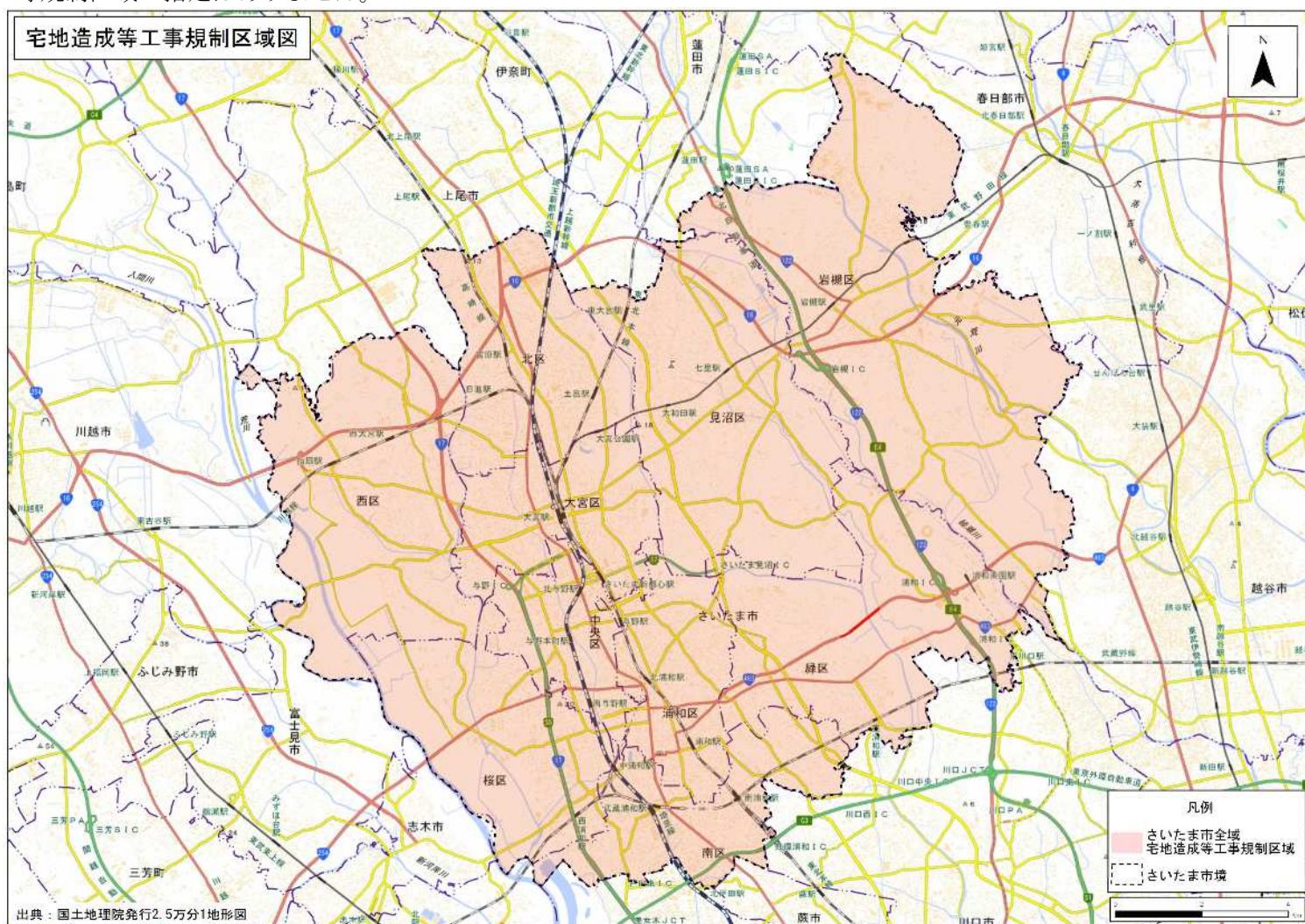


図 さいたま市における規制区域の指定状況

2.3 許可を要する工事

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

【政令】

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八条 1 略

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 1 略

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

解説

許可が必要な工事は、規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、以下の一定規模を超えるものは許可が必要です。許可を必要とする工事は、下図に示すとおりです。

なお、さいたま市においては、特定盛土等規制区域の指定がないため、法第30条の規定は適用されません。

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

例えば、宅地を造成するための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	① 盛土で高さが1 m超の崖※を生ずるもの	② 切土で高さが2 m超の崖※を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、2 m超の崖※を生ずるもの (①、②を除く)	④ 盛土で高さが2 m超となるもの (①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)
イメージ図					

※ 崖とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば、土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥ 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

図 許可が必要となる工事の規模

（「＜盛土規制法パンフレット＞事業者用」（国土交通省）

（<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001603831.pdf>）を加工して作成）

また、既存の崖に盛土又は切土を行う場合には、下図に示すとおり、盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、許可対象となるか否かを判断します。

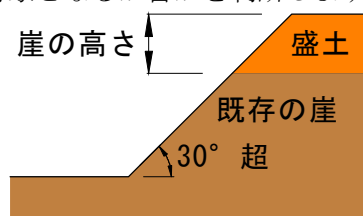


図 崖の高さ（盛土）

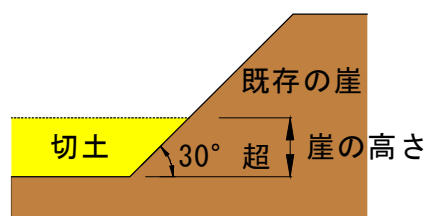


図 崖の高さ（切土）

〔既存の擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土の考え方〕

既存の擁壁の築造替えが、次の①、②のいずれにも該当する場合、その擁壁の築造替えに伴う盛土又は切土は、政令第3条各号の土地の形質の変更（法の規制対象）に該当しないものとみなし、許可を受ける必要はありません。

① 擁壁の高さが変わらない場合

② 擁壁の前面の位置（下端の位置及び勾配）が変わらない場合

なお、許可が不要であっても、届出の対象となる場合がありますので、詳しくは「5.2 擁壁等を除却する工事の届出」をご確認ください。

2.4 届出を要する工事

【法律】

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる工事に関する規定のため、さいたま市ではこの規定の適用はありません。

2.5 許可又は届出が不要となる工事

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

※ 特定盛土等規制区域については、第二十九条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

- イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
- ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの
- ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

解説

宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事については、許可を不要としており、政令や省令において範囲を規定しています。

2.5.1 他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事

以下に該当する工事等については、許可等は不要です。

- ・ 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
- ・ 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）
- ・ 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
- ・ 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
- ・ 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等
- ・ 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等
- ・ 土壤汚染対策法：汚染土壤の搬出又は処理等
- ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法：廃棄物又は除去土壤の保管又は処分
- ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

〔土地改良事業に準ずる事業〕

省令第8条第1号に規定する「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続には基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、県、市、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。

なお、「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、また、該当する国、県、市、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要です。

〔森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事〕

省令第8条第7号に規定する「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事に付随する盛土等が該当します。これらの盛土等については、国が定める森林作業道作設指針等に即して一定の安全基準を満たすように行われることや、市森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、森林所有者等にその遵守義務を課していること等から、盛土等に伴う災害の防止が十分に図られ、一定の安定性が担保されるものとして許可は不要です。

2.5.2 一定規模以下の盛土等の工事

宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事のうち、一定規模以下の工事は、下図に示すものです。

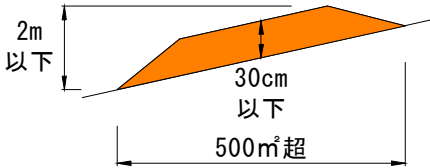
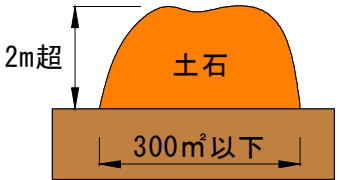
行 為	工事の内容	イメージ図
土地の形質変更	宅地造成又は特定盛土等（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2 m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が3 0 cmを超えない盛土又は切土をするもの	
土石の堆積	高さが2 mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が3 0 0 m ² を超えないもの	
	高さが2 m以下、かつ、当該土石の堆積を行う土地の面積が5 0 0 m ² を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が3 0 cmを超えないもの	

図 一定規模以下の工事

※ 下図に示すとおり、「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差をいい、「標高の差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差をいいます。

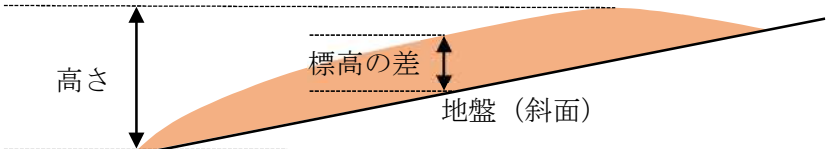


図 高さと標高の差の考え方

2.5.3 工事の施行に付随して行われる土石の堆積

省令第8条第10号ハに規定する「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」の範囲等については、次に掲げる事項を踏まえて判断します。

- 1 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。
- 2 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加えて、工所用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。
- 3 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

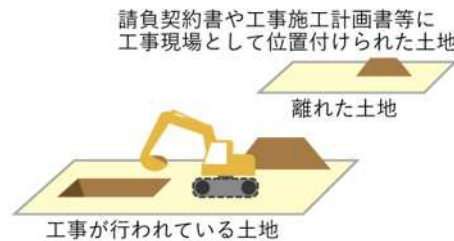


図 工事の現場

- 4 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

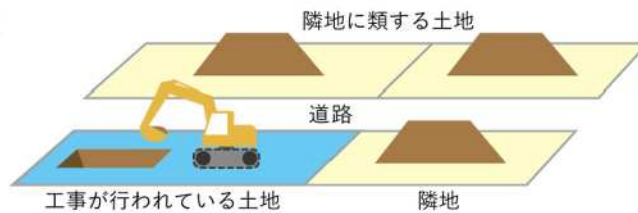


図 工事の現場の付近

- 5 土石の堆積については「2.1.4 土石の堆積」に期間の考え方を示していますが、工事の施行に付随して行われる土石の堆積についてはこれにかかわらず、本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等によりやむを得ず本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可は不要です。
- 6 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等に、管理体制等を記した誓約書の提出や同様の内容を記した看板の掲示等を行うことが望ましいです。

2.5.4 土地利用のために土地の形質を維持する行為

次の行為は、土地の形質を維持する行為であり、災害の危険性を増大させないことから、法の規制対象となりません。

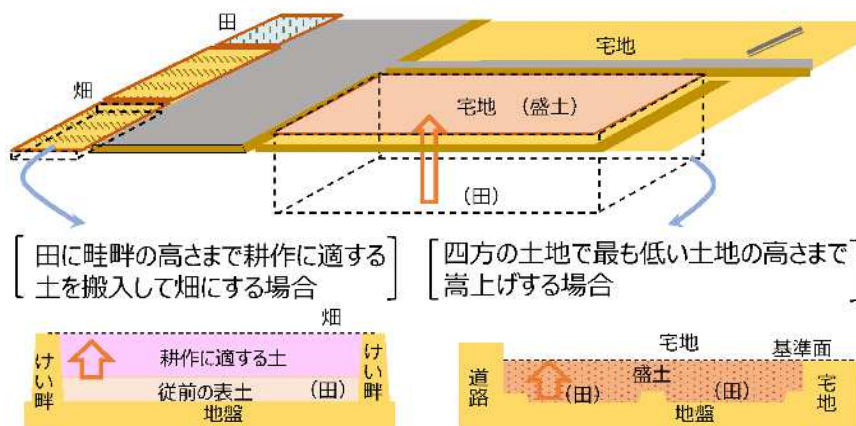
- ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為
- ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等

なお、農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農業委員会事務局農地調整課にお問い合わせください。

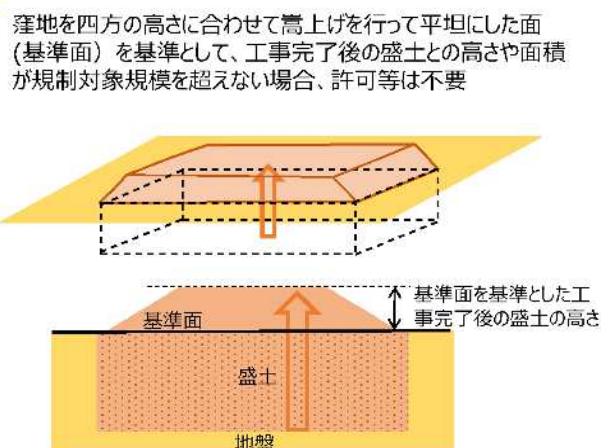
2.5.5 窪地等を埋め立てる行為

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が許可対象規模を超えない場合は、災害の発生のおそれがないと認められるものとして法の規制対象となりません。

【四方の土地の高さに合わせて嵩上げする場合】



【四方の土地より少し高く盛土をする場合】



ただし、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が許可対象規模を超える場合は、法の規制対象とします。

埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合、許可等が必要。



2.6 一体性の考え方

許可対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、許可制度から逃れようとする場合が想定されます。こうした盛土等は許可対象規模に相当する盛土等となり、災害が発生するおそれがあることから、盛土等の一体性が認められるか判断し、適切に対処します。盛土等が一体であるか判断するには、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。

【事業者の同一性の判断】

「事業者の同一性」とは、事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行っている場合のほか、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合や、同一人物が複数の名義で行っている場合などが考えられます。

【物理的一体性の判断】

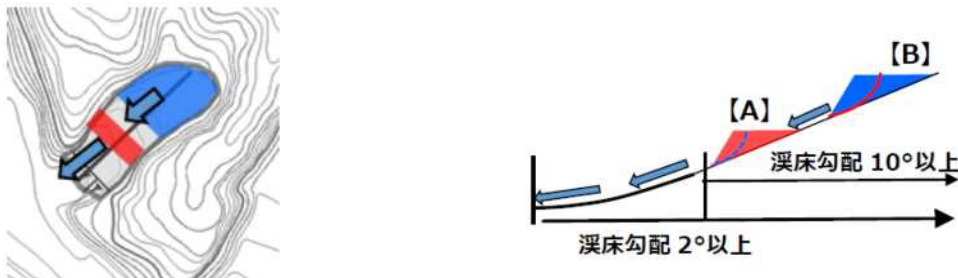
「物理的一体性」とは、①複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合、②複数の盛土等が下図のように「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合、③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合が考えられます。

【腹付け盛土】



判断基準：盛土間の離隔が $2H$ 以内 判断基準：盛土間の離隔が $5h$

【谷埋め盛土】



判断基準：溪流等（溪床勾配 10° 以上・全幅 50m を基本とする範囲）において盛土が上下に位置する場合溪流等の盛土と同様に、土石流が流下するおそれのある溪流の範囲として溪床勾配 10° 以上の範囲を想定

図 物理的一体性の「近接」に該当し得るケース

【機能的一体性の判断】

「機能的一体性」とは、事業的、計画的に行われるなど、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合を指します。

【時期的近接性の判断】

「時期的近接性」とは、先行する盛土等の工事の検査済証の交付日から1年を経過せずに後発の盛土等の工事の許可申請を行う場合を指します。

1 盛土のタイプ（平地盛土、腹付け盛土及び谷埋め盛土）の定義

法の規制対象となる宅地造成及び特定盛土等は、いずれも一定の土地における盛土又は切土による土地の形質の変更を指しますが、このうち盛土については、盛土のタイプにより崖崩れや土砂の流出に伴う災害を防止するために必要な措置が異なることを踏まえ、各種の許可手続等において、次に掲げるとおり適切に盛土の分類を行った上で基準への適合性等を判断してください。

- (1) 勾配 $1/10$ 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「平地盛土」とする。
- (2) 勾配 $1/10$ 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものを「腹付け盛土」とする。
- (3) 谷や沢を埋め立てて行う盛土を「谷埋め盛土」とする。

具体的な判断方法として、下図に示すとおり、「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には、一体の盛土等であるとして判断します。

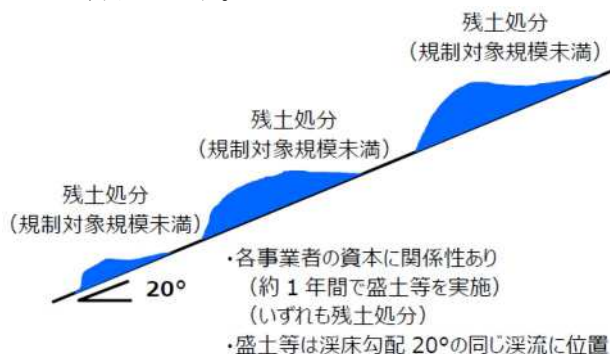


図 一体の盛土等と認められる場合の例①

また、「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、下図に示すとおり、一体不可分の盛土等が形成された場合には、一体とみなされます。

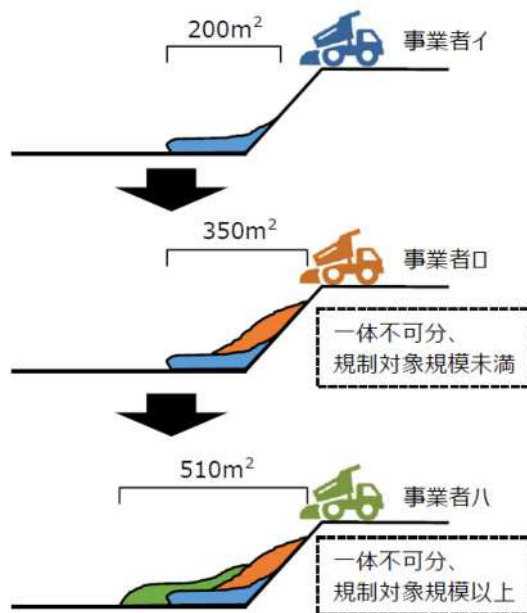


図 一体の盛土等と認められる場合の例②

(「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」(国土交通省)
(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001634495.pdf>) を加工して作成)

2.7 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）

2.7.1 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超える場合

【面積の考え方】

盛土・切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分と超えない部分がある場合、下図に示すとおり、30cmを超える部分（A）の面積が許可対象規模となる場合に、30cmを超える部分（A）は許可等を要することとします。

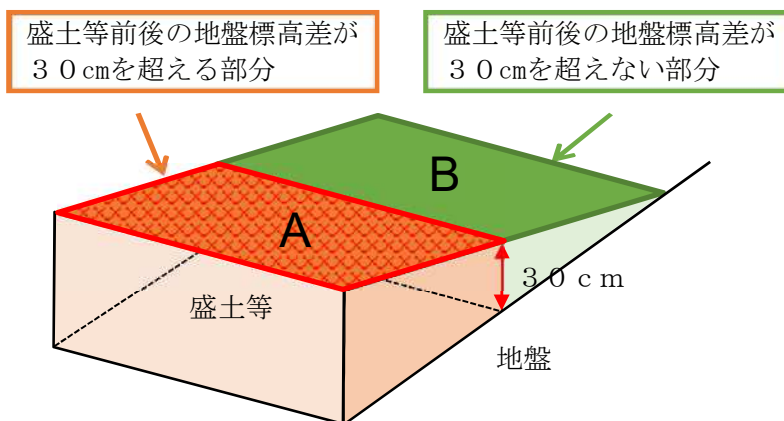
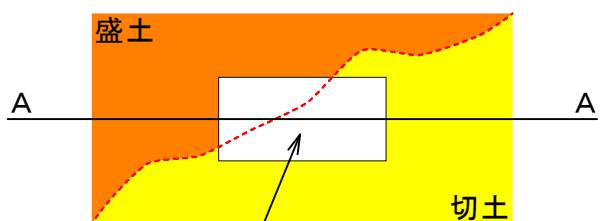


図 イメージ図

下図に示すとおり、盛土又は切土をする土地の面積には、建築物の建築に伴う掘削部分の面積は含まれません。

【平面】



建築等に伴う
掘削及び埋戻し範囲

【断面】

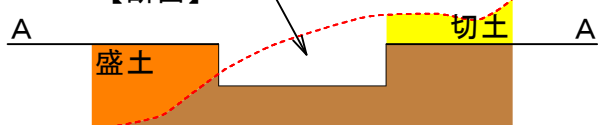


図 建築等に伴う掘削及び埋戻し範囲

2.7.2 分離された複数の盛土等がある場合

許可申請の範囲について、一体的に土地利用をする範囲を申請の範囲としますが、下図に示すとおり、その範囲内に分離された複数の盛土又は切土がある場合、許可対象規模のみを審査の対象とします。

なお、それぞれの盛土又は切土で生じる崖が一体の崖となる場合は、一体の崖となる範囲全てを審査の対象とします。

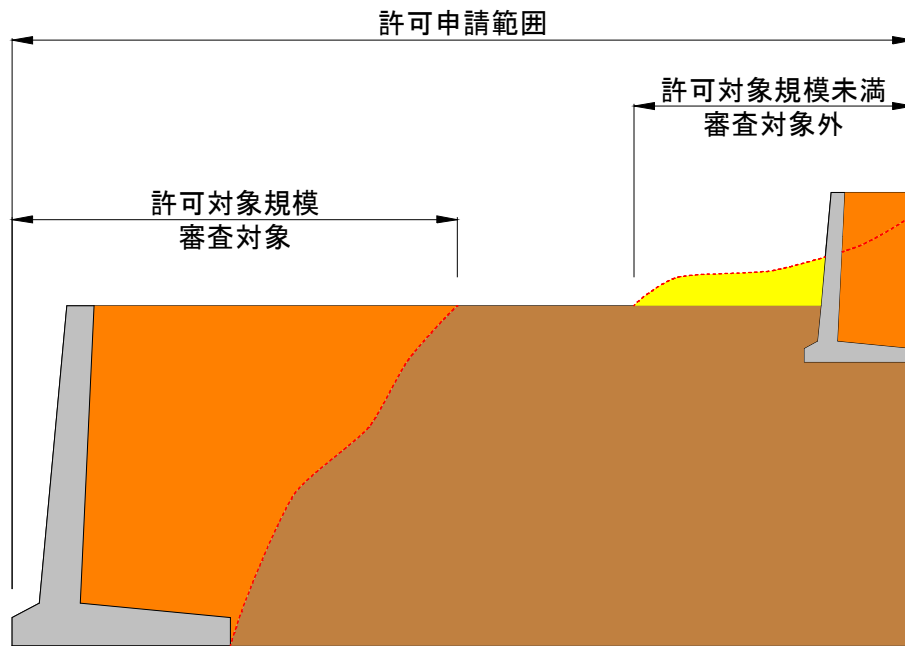


図 分離された複数の盛土等がある場合

2.7.3 許可対象規模の盛土等と物理的一体性がある場合

下図に示すとおり、許可対象規模の盛土又は切土と一体性がある許可対象規模未満の盛土又は切土は審査の対象となります。

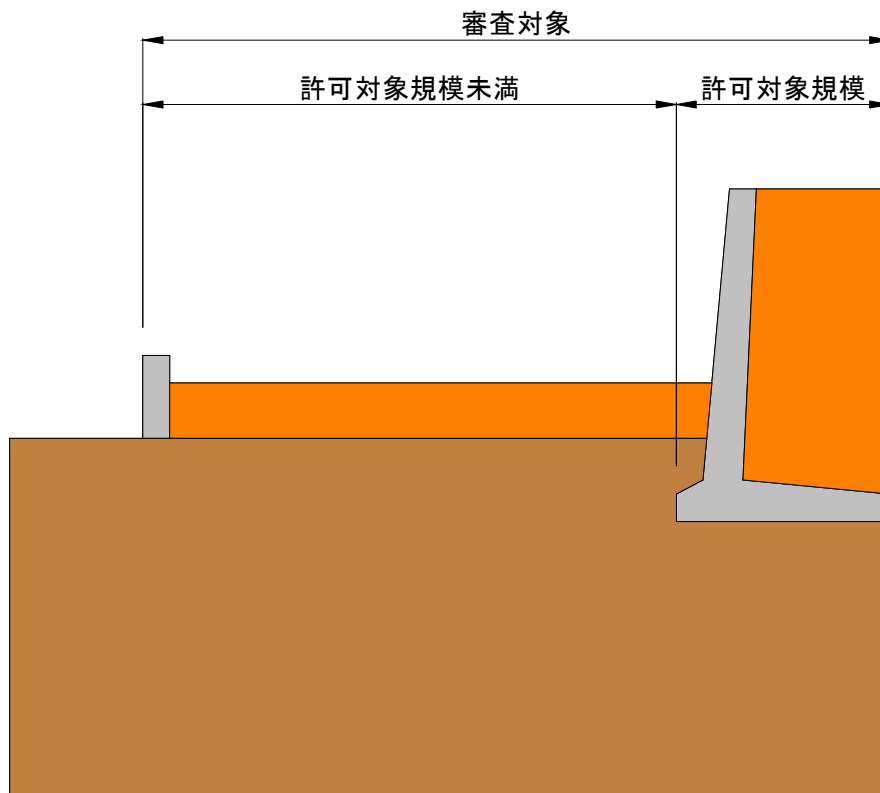


図 許可対象規模の盛土等と物理的一体性がある場合

2.7.4 道路工事と一体的に民有地内で行う接続通路の設置等

下図に示すとおり、道路管理者が、道路の拡幅工事（公共施設内における工事）に必要なものとして、これと一体的に民有地内に接続通路（非道路）を整備する場合、当該工事を「公共施設内における工事」と取り扱い、許可不要となります。

ただし、当該接続通路の部分は公共施設用地には該当しないため、必要な場合には改善命令等の対象になります。

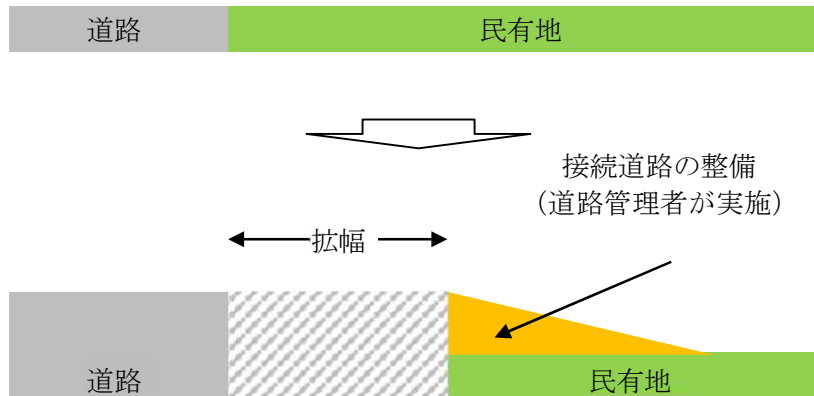


図 道路の拡幅事例①

下図に示すとおり、道路管理者が、道路の拡幅工事（公共施設内における工事）に必要なものとして、これと一体的に民有地で切土、擁壁の再築等を行う場合、当該工事を「公共施設内における工事」と取り扱い、許可不要とします。

ただし、当該切土、擁壁等の部分は、必要な場合には改善命令等の対象になります。

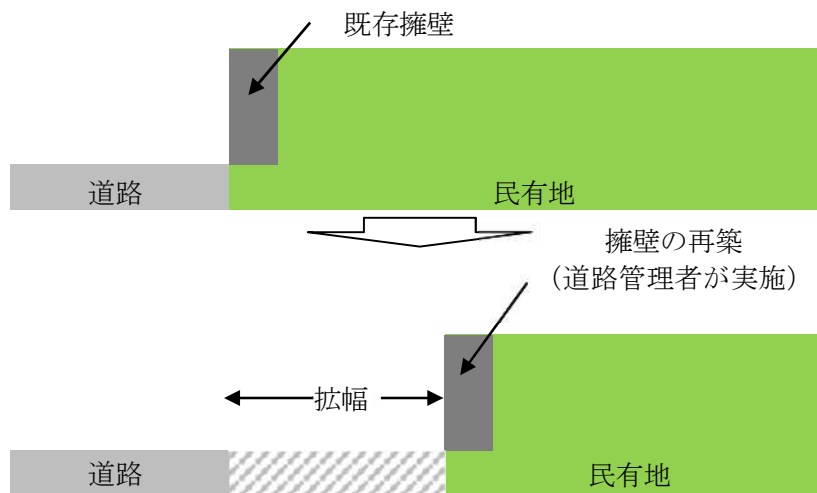


図 道路の拡幅事例②

2.8 国又は都道府県の特例

【法律】

(許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

【細則】

(宅地造成等に関する工事の協議)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(様式第7号)に省令第7条第1項各号(第7号から第9号まで及び第12号を除く。)に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(様式第8号)に省令第7条第2項各号(第5号から第7号まで及び第10号を除く。)に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 法第15条第1項の規定による協議が成立したときの当該協議の申出者に対する通知は、協議成立通知書(様式第9号)により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の変更協議)

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第11号)に省令第7条第1項各号(第7号から第9号まで及び第12号を除く。)に掲げる書類のうち、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式第12号)に省令第7条第2項各号(第5号から第7号まで及び第10号を除く。)に掲げる書類のうち、土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

3 法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議が成立したときの当該協議の申出者に対する通知は、協議成立通知書により行うものとする。

解説

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。協議の際は、許可申請と同等の内容を提示してください。

なお、みなし許可となった工事についても中間検査・定期報告・完了検査の対象となります。

2.9 みなし許可

【法律】
(許可の特例)
第十五条 1 略
2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十四条と同様に規定(変更の許可等)
第十六条 1～4 略
5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十五条と同様に規定

解説
都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、法による許可を受けたものとみなされます。
なお、適用される法の規定は下表のとおりです。

表 適用される法の規定（許可申請に係る条項のみ抜粋）

内 容	条 項	宅地造成及び特定盛土等規制法	備 考
住民への周知	第 1 1 条	—	
工事の許可 ・土地所有者の同意 ・許可の公表、通知等	第 1 2 条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	第 1 3 条	適用	都市計画法 3 3 条 1 項 7 号により引用（参考参照）
許可証の交付又は不許可の通知	第 1 4 条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	第 1 6 条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	第 1 7 条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	第 1 8 条	適用	
定期の報告	第 1 9 条	適用	
監督処分	第 2 0 条	適用	
標識の掲示	第 4 9 条	適用	

2.10 法に適合していることの証明書の交付

【省令】

（法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【細則】

（法第12条第1項及び第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第16条 省令第88条に規定する書面の交付を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明願（様式第14号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

解説

省令第88条に基づく、法第12条第1項及び法第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付（いわゆる適合証明）を紙により求める場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明願（8.2さいたま市様式：様式第14号）に表1若しくは表2に応じた添付書類を添えて、北部又は南部都市計画指導課に2部提出してください。なお、各表における「その他」については同都市計画指導課へお問い合わせください。

表1 今回の建築計画が、法第12条第1項及び法第16条第1項の規定による許可を受けたもの

名 称	備 考
法第12条第1項又は法第16条第1項の規定による許可申請書の写し	
その他	市長が必要と認める書類

表2 今回の建築計画が、法第12条第1項及び法第16条第1項の規定による許可を受ける必要がないもの

名 称	備 考
【政令第5条関係】 1号（鉱山保安法関係） 2号（鉱業法関係） 3号（採石法関係） 4号（砂利採取法関係） 【省令第8条関係】 1号（土地改良法関係） 2号（火薬類取締法関係） 3号（家畜伝染病予防法関係） 4号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係） 5号（土壤汚染対策法関係） 6号（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法関係） 7号（森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事）	・各号に定める工事に該当することを証する書類
9号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの）	・現況平面図（1/500以上）※現況地盤高さ記入 ・求積図（1/500以上）※盛土又は切土をする土地の部分の面積がわかるもの ・造成平面図（1/500以上）※盛土・切土の範囲を明示 ・造成断面図（1/500以上）※盛土・切土の範囲、現況地盤高、計画地盤高を明示
10号イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの）	・現況平面図（1/500以上）※現況地盤高さ記入 ・求積図（1/500以上）※土石の堆積を行う土地の部分の面積がわかるもの ・平面図（1/500以上）※土石の堆積の範囲を明示 ・断面図（1/500以上）※土石の堆積の範囲、現況地盤高、計画地盤高を明示
10号ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	「2.5.3 工事の施行に付随して行われる土石の堆積」であることがわかる資料
その他	市長が必要と認める書類

2.11 関係法令等

下表に盛土等の規制を行う土地利用規制関係法令を例示します。

表 盛土等の規制を行う土地利用規制関係法令等

法令等名称	区域名	盛土等に係る許可対象規模	罰則
都市計画法 (開発許可)	都市計画区域（線引き都市計画区域（市街化区域））	500㎡以上	罰金50万円
	都市計画区域（線引き都市計画区域（市街化調整区域））	全て	
農地法	農地	全て	懲役3年又は 罰金300万円 (法人の場合1億円)
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域のうち農用地区域	全て	懲役1年又は 罰金50万円
森林法	保安林	全て	懲役3年又は 罰金300万円
	地域森林計画対象民有林	面積1ha超（太陽光発電設備設置の場合は0.5ha超） ※上記の面積以下の開発に伴い森林の伐採を行う場合には、届出が必要	

（「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」（国土交通省）

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001634495.pdf>) を加工して作成)

2.12 監督処分

【法律】						
(監督処分)						
第二十条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。						
2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。						
一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事						
二 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事						
三 第十三条第一項の規定に適合していない工事						
四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事						
3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。						
一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地						
二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地						
三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地						
四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地						
4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。						
※ 特定盛土等規制区域については、第三十九条で同様に規定						

解説

許可制度上の違反がある場合（無許可、許可基準違反等）には、監督処分（許可取消処分、工事施行停止命令、災害防止措置命令等）を行うことができる規定となっています。

法第20条第1項から第4項に定める監督処分の具体的な要件及び命令可能な相手方は、下表に示すとおりです。

表 不法盛土等の類型ごとの発出可能な監督処分と命令可能な相手方

盛土等の類型	不法盛土等						命令の相手方
	無許可工事	虚偽申請	許可条件違反	技術的基準違反	検査等未受検	土石の除却未完了	
定義	許可を受けないで工事を施行	偽りその他不正な手段により許可取得	許可に付した条件に違反	技術的基準に不適合	中間検査や完了検査、完了確認を未受検	完了確認で土石の除却が未完了	
工事中、工事施行後の条件無し							
許可取消処分 (法第20条第1項)		○	○				工事主 (許可を受けた者/条件に違反した者)
工事中の場合							
工事施行停止命令/災害防止措置命令 (法第20条第2項)	○		○	○	○ (中間検査未受検)		工事主/工事請負人/現場管理者
緊急の工事施行停止命令 (法第20条第4項)	○		○	○	○ (中間検査未受検)		工事主/工事請負人/現場管理者/ 工事に従事する者
工事施行後の場合							
土地使用制限・禁止命令/災害防止措置命令 (法第20条第3項)	○			○	○	○	土地の所有者・管理者・占有者/工事主

（「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」（国土交通省）
(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001634495.pdf>) を加工して作成)

2.13 改善命令

【法律】
(改善命令)
第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。
2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。
3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。
※ 特定盛土等規制区域については、第四十二条と同様に規定

解説

許可制度の対象外である盛土等について災害の発生のおそれがある場合には、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」の双方を勘案し、改善命令を行うことができる規定となっています。

改善命令の要件及び判断基準は、下表に示すとおりです。

表 改善命令等の要件及び判断基準

危険性の ランク	要 件	備 考	判断基準	
			盛土等の状況	人的被害のおそれ
改善命令 レベル	・災害の防止のため必要な擁壁等が未設置、若しくは極めて不完全（土石の堆積の必要な措置の未実施、若しくは極めて不十分） <上記の状態を放置すると> ・災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合	「災害発生のおそれ」とは、単に主観的に危惧が感じられるだけではなく客観的（技術的観点からみて）な可能性があること。	A及びBに該当すること A：災害防止措置の状況 ○災害防止措置が未措置又は極めて不完全 ・災害防止措置が未措置 ・災害防止措置が極めて不完全で機能していない B：盛土等の崩壊のおそれ ○盛土等の崩壊のおそれが技術的観点から大きい ・崩壊を示唆する変状が見られる ・安定性が要求性能を満たさない（例えば、安定計算の結果、地震時安全率が1未満等） （※Bに該当する場合はAを満たすと判断可能）	○盛土等が崩壊し流出した土砂による人的被害のおそれが技術的観点から想定される ・盛土等と保全対象との離隔距離が不十分 ・その他シミュレーション等により人的被害のおそれが大きい
勧告 レベル	・災害の防止のため必要があると認める場合	技術的基準に合致するか又はこれに準ずる程度に反すると認められるとき（災害のおそれを客観的に判断することまでは要さない）	A又はBに該当すること A：災害防止措置の状況 ・災害防止措置が不完全 B：盛土等の崩壊のおそれ ○盛土等の崩壊のおそれがある ・変状・湧水が見られる等 ○将来的に盛土等の崩壊のおそれがある	○現時点では人家等への被害は想定されないが、将来的な土地利用の変化等により被害が懸念される

（「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」（国土交通省）
(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001634495.pdf>) を加工して作成)

2.14 行政代執行

【法律】

(監督処分)

第二十条 1～4 略

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十九条で同様に規定

解説

監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、義務者に代わり、行政庁が必要に応じて行政代執行を行うことができる規定となっています。

法が規定する特例は、下表に示すとおりです。

表 行政代執行の要件

行政代執行の種類	要件	補足事項
(参考) 一般代執行 (行政代執行法第2条)	①法律に基き行政庁により命ぜられた行為について ②義務者がこれを履行しない場合 ③他の手段によってその履行を確保することが困難であり(補充性の要件) ④その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき(公益性の要件)	・一般法においては、③補充性の要件や④公益性の要件に該当するか、行政の判断が必要
緩和代執行 (法第20条第5項第1号)	①災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた者が ②-1 期限までに措置を講じないとき ②-2 措置を講じても十分でないとき ②-3 措置を講ずる見込みがないとき	・行政代執行法第2条の特則として、①及び②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行が可能 ※「①災害防止措置を講ずべきことを命令」していることをもって、補充性の要件や公益性の要件に該当 ※②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行法の「②義務者がこれを履行しない場合」の要件に該当
略式代執行 (法第20条第5項第2号)	①災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において ②過失がなく当該災害防止措置を命ずべき者を確知することができないとき	・行政代執行法第2条の特則として、十分な調査を行っても命ずべき者を特定することができないときは、相当の期間を定めて、あらかじめ公告することで、行政代執行が可能
特別緊急代執行 (法第20条第5項第3号)	①緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において ②災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき	・行政代執行法第2条の特則として、①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、②「命令を发出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っていては、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命ずべき者に命令することなく、行政代執行が可能

(「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」(国土交通省))

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001634495.pdf>) を加工して作成)

2.15 罰則

【法律】

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
- 二 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
- 三 偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。
- 四 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二 第六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行ったとき。
- 三 第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十九条 第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十五条 三億円以下の罰金刑
- 二 第五十六条第三号 一億円以下の罰金刑
- 三 第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条 各本条の罰金刑

第六十一条 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

解説

悪質性の高い違反行為については、告発を検討します。また、違反と疑われる行為を発見した場合は、警察に報告し、その後の対応について相談することがあります。

法における違反行為及び罰則規定は、下表に示すとおりです。

表 違反行為及び罰則規定

違反行為	条 項	対 象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
無許可工事	法第55条第1項第1号	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
虚偽申請	法第55条第1項第3号	偽りその他不正な手段により許可を受けた者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
立入検査拒否等	法第56条第4号	法第56条第4号	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
報告徴取拒否等	法第58条第5号	報告徴取で報告をせず、又は虚偽の報告をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
命令違反 (監督処分)	法第55条第1項第4号	監督処分(法第20条第2項から第4項)に違反した者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
命令違反 (改善命令)	法第56条第3号	改善命令に違反した者、法第27条第1項の規定による届出に対する勧告に違反した者	1年以下	300万円以下	1億円以下 (法第60条第2号)
技術的基準違反	法第55条第2項及び第3項	技術的基準(法第13条第1項)に違反して工事の設計をした者(設計図書を用いない又は設計図書に従わないで工事を施行した場合は工事施行者) ※上記の違反行為が工事主等(工事主、又はその代理人、使用人その他の従業者)の故意によるときは、その者を含む	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
中間検査・完了検査違反	法第56条第1号	完了検査(土石の堆積の場合、完了確認)、中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
定期報告違反	法第56条第2号	定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
基礎調査のための土地の立入り拒否等	法第58条第1号	基礎調査における土地の立入りを拒み、又は妨げた者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
区域指定時の工事の届出違反	法第58条第3号	法第21条第1項の規定に違反し、区域指定時に行っている工事について届出しなかった、又は虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
擁壁等に関する工事の届出違反	法第58条第4号	法第21条第3項の規定に違反し、擁壁等に関する工事について届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
公共施設用地の転用の届出違反	法第58条第3号	法第21条第4項の規定に違反し、公共施設用地の転用について届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
標識掲示義務違反	法第59条	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者		50万円以下	50万円以下 (法第60条第3号)
軽微な変更の届出違反	法第61条	軽微な変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者		30万円以下※1 (過料として)	

※1：法第61条「軽微な変更の届出」に違反した場合は「罰金」ではなく「過料」が科せられる

(「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」(国土交通省)
(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001634495.pdf>) を加工して作成)

2.16 土地の保全

【法律】

(土地の保全等)

第二十二條 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

※ 特定盛土等規制区域については、第四十一条で同様に規定

解説

土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土等に伴う災害が生じないよう適切な維持管理により、土地の保全に努める必要があります。盛土の維持管理に当たっては、盛土の変状や湧水等の発生状況について定期的に確認することが望ましいです。また、必要に応じて地下水観測や排水施設の機能回復等の措置を行うことが有効です。これらのことから、工事主又は工事施行者は、維持管理方法について施工段階から考えることが重要です。

なお、災害の防止のため必要があると認める場合においては、市長はその土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、法に基づき、災害の防止のため必要な措置をとることを勧告できる規定となっています。

2.16.1 維持管理の主体

盛土等の維持管理は、規制区域内の盛土等が行われた土地の所有者等が行い、専門的事項については、適宜専門家に相談することが望ましいです。また、土地の所有者等が複数に分かれる場合は、個々の土地の所有者等が自ら所有する土地を維持管理するとともに、互いに連携しながら盛土等全体を維持管理することが重要です。

2.16.2 維持管理の方法

盛土等を維持管理するためには、日常的に点検や清掃等を実施し、必要に応じて盛土等に伴う災害の防止のために必要な措置をとってください。

点検は、目視により、盛土や擁壁の変状や湧水等の発現、経時変化や進行性の有無等を、適切な頻度で確認することが望ましいです。また、清掃は、施設の機能維持を目的に、排水溝の枯葉除去等を行うことが望ましいです。維持管理の具体的な内容については、下表を参照してください。

表 日常的な維持管理の内容と実施頻度

目的	対象箇所	日常的な維持管理の内容	実施頻度	点検実施のタイミング	
				大地震後	豪雨前後
災害発生 の兆候の 把握	盛土上面、盛土（切土）のり面、擁壁	- 盛土上面や盛土（切土）のり面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認 - のり面地山からの湧水	年 2 回 程 度	○	○
	排水施設（地表水、地下水）	- 盛土下の暗渠排水施設からの地下水、のり面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認 - 暗渠呑口や排出口が目詰まりしていないか			○
	その他	ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化（水位上昇の有無）を確認※1			○ ※2
災害防止措置の機能維持	抑止工（地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工）	- グラウンドアンカー工や地山補強土工頭部が飛び出し、落下等していないか確認 - 抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認 - アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施※1		○	
	のり面保護工（モルタル吹付工、コンクリート枠工等）、擁壁工	- 擁壁やのり面工にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認 - コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修		○	
	崖面崩壊防止施設（大型かご枠工）、かご工（ふとんかご工）	- 大型かご枠工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認※3 - 鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討		○	○
	植生工	- 盛土のり面における裸地化、土砂流出の有無を確認 - 健全な植生の生育によるのり面の侵食防止等の観点から、豪雨時においてを植生の喪失や倒木の有無、日常において地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認 - 立地条件や必要性に応じた補植や密度調整（伐採）の実施		○	○
	排水施設（地表水、地下水）	- 盛土上面やのり面の排水施設で枯葉等による目詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施 - 暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で閉塞していないか確認、除去作業の実施 - 地下水排除工（暗渠工）の目詰まり等を確認するため、管内カメラ調査を実施※1			○

※1 実施方法等は専門家に相談が必要

※2 豊水期、渇水期を含む長期間の実施が望ましい

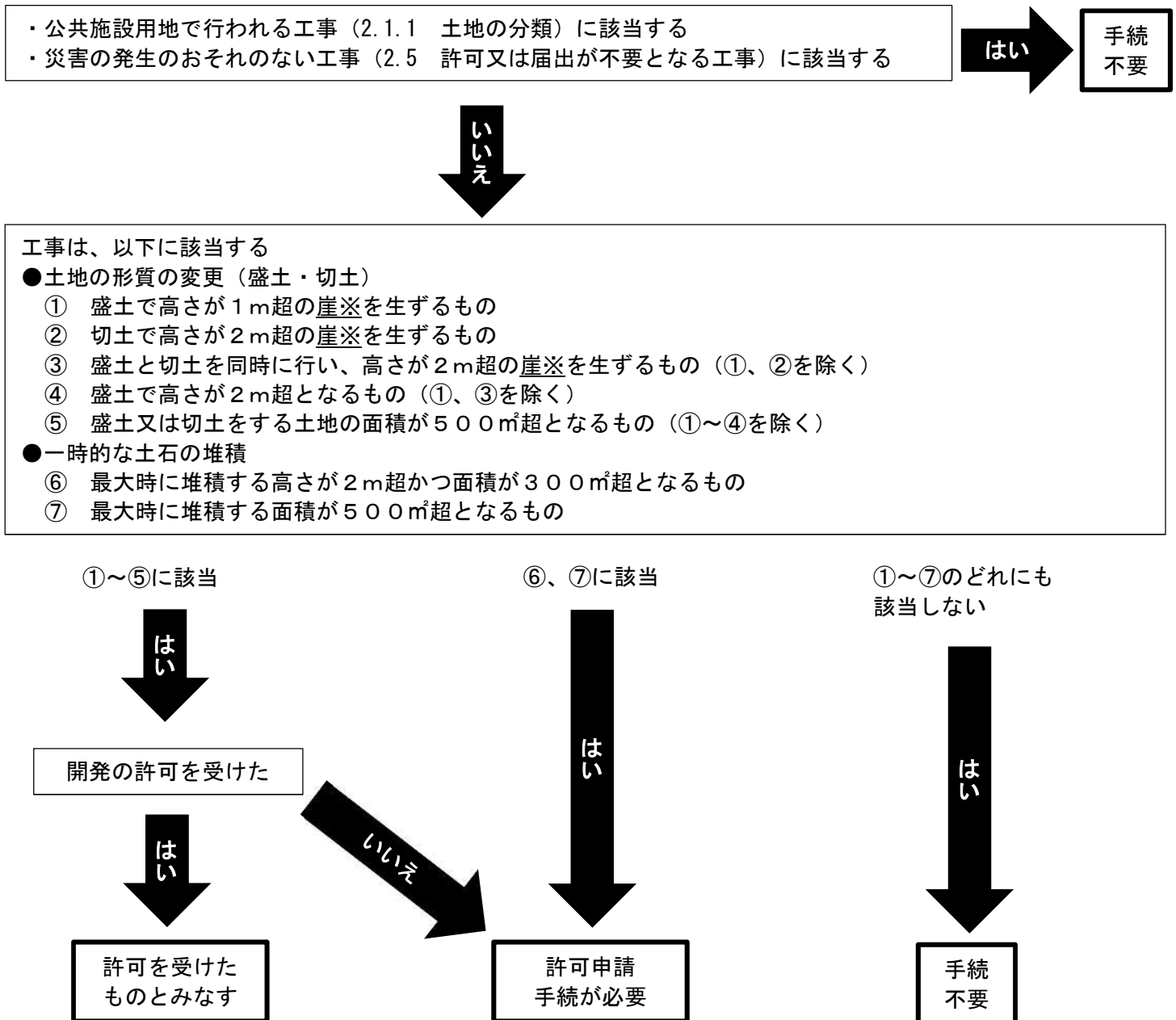
※3 崖面崩壊防止施設が地盤の変形に追従して変形している場合のように、施設の機能が損なわれていない部分的な変形は、変状とは扱わない

（「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001611604.pdf>）を加工して作成）

第3章 工事の許可申請手続等

3.1 手続の要否の判定

下図を参照して、申請の要否を確認してください。



※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

図 法に基づく許可の要否判定フロー

3.2 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを下図 1 に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを下図 2 に示しています。

許可申請を行う場合は、周辺住民への周知前に許可権者までご連絡ください。

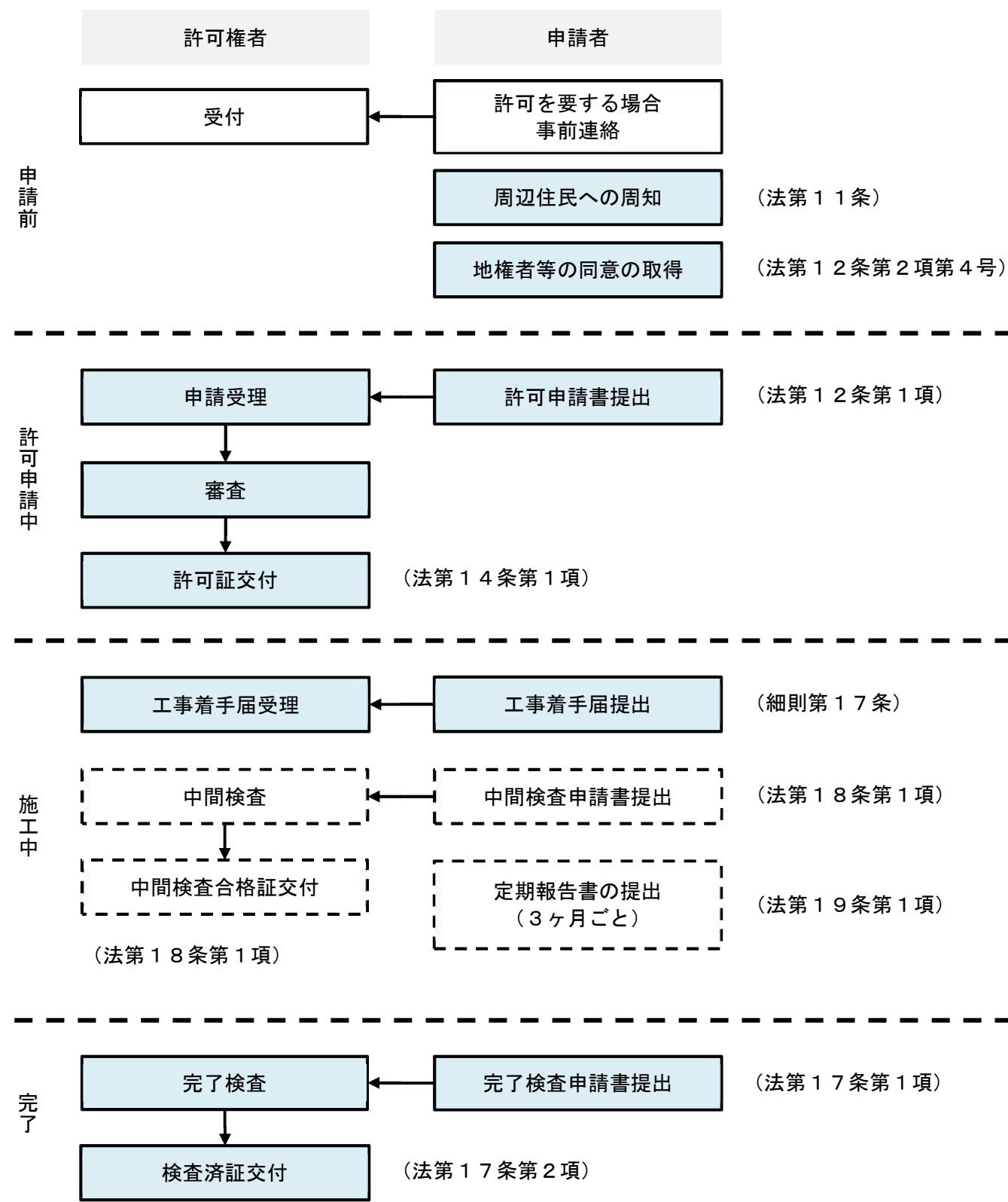


図 1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ

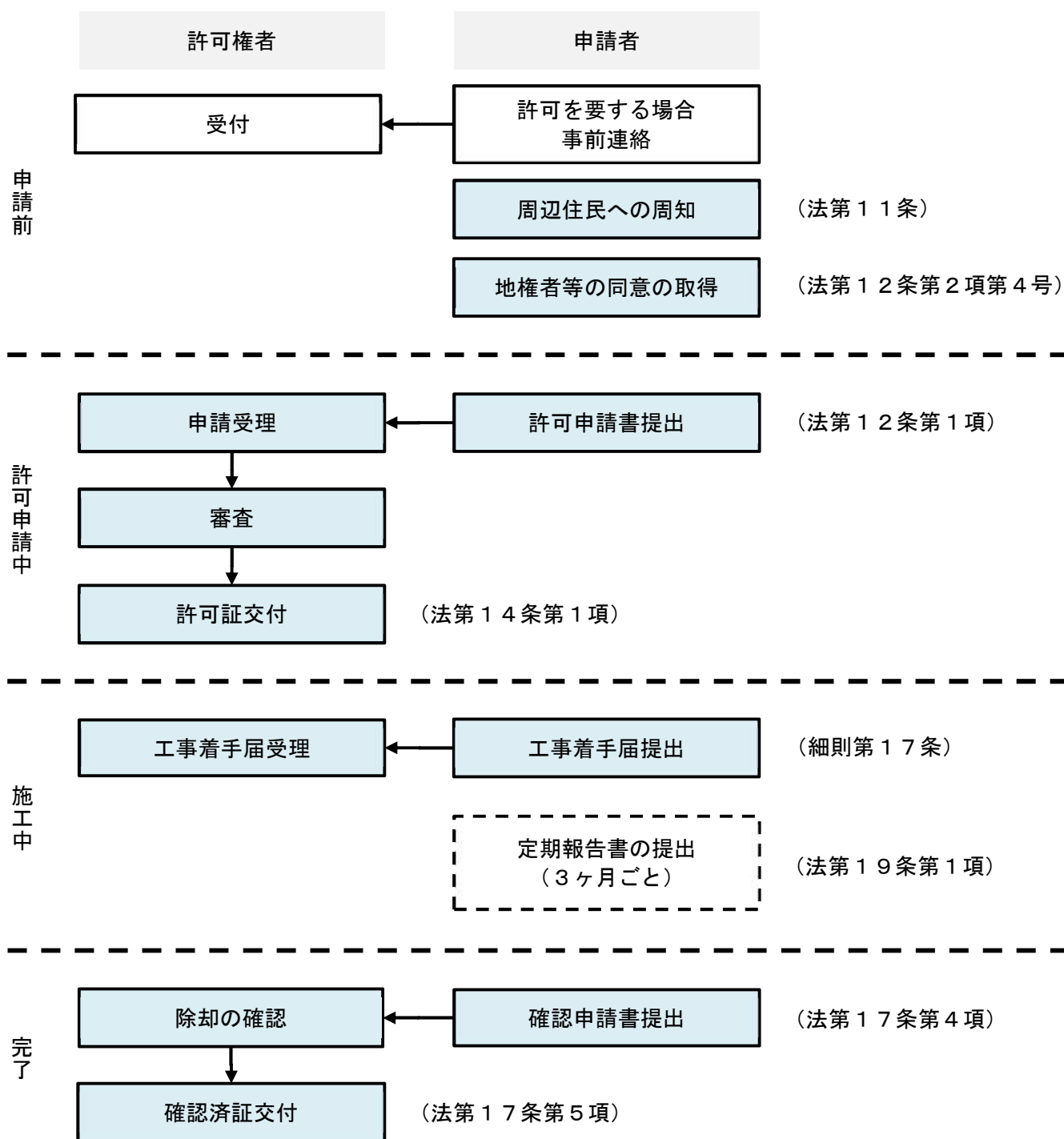


図2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

3.3 標準処理期間

さいたま市では、「申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間」において、標準処理期間を下表のように定めています。

なお、標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

表 標準処理期間

事 務		標準処理期間 (日)
法第12条第1項に基づく宅地造成等に関する工事の許可		30
法第16条第1項に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可		30
省令第88条の規定による書面の交付	法第12条第1項及び第16条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付	10
	法第12条第1項及び第16条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	10

3.4 許可申請に必要な書類等

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	二千五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	二千五百分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	五百分の一以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	五十分の一以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	五十分の一以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

三 令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

四 令第八条第一項第一号ロの崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書

五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第十六条第三項第一号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

九 別記様式第三の資金計画書

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上	
地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上	

二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類

四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真

五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

七 別記様式第五の資金計画書

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

※ 特定盛土等規制区域については、第六十三条で同様に規定

【細則】

(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)

第8条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可（法第15条第1項の規定により、当該許可があつたものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号又は同条第2項第1号に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請等の添付書類)

第9条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 盛土若しくは切土をする土地の部分又は土石の堆積を行う部分の求積図

(2) 工事主が法人の場合にあつては、前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業経歴書

(3) 工事主が個人の場合にあつては、前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(4) 工事主が、次のアからカのいずれにも該当しないことを誓約する書類

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法第12条又は第16条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

オ 法人であつて、その役員のうちにエに該当する者があるもの

カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(5) 法第12条第2項第3号に規定する工事を完成するために必要な能力がある者であることを証するための次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書

イ 事業経歴書

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し

エ 技術者名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

許可申請は、所定の様式（8.1国様式：様式第二、様式第四）に必要書類等を添付したものを提出することにより行います。紙による申請の場合は、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。申請書の提出先は工事等を行う場所により異なりますので、序文の「許可申請書等の提出窓口」を確認してください。

3.4.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類等は、下表に示すとおりです。
官公庁等が発行する書類については、取得から6か月以内のもの、土地所有者等の同意証明書については、同意した日から6か月以内のものを提出してください。

表 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備 考	根拠 法令
1	宅地造成及び 特定盛土等に 関する工事の 許可申請書	◎	様式内の必要項目	(8.1国様式：様式第 二)	省令第7条 第1項
2	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第7条 第1項 第1号
3	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・等高線は、2メー トルの標高差を示すもの とすること	
4	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土 をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防 止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又は グラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺：1/2,500以上 ・断面図を作成した箇 所に断面図と照合でき るように記号を付する こと ・植栽、芝張り等の措 置を行う必要がない場 合は、その旨を付する こと ・擁壁、崖面崩壊防止 施設及び排水施設につ いては、申請書と照合 できるように番号を付 すること	
5	土地の断面図	◎	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所 について作成すること	
6	排水施設の平 面図	◎	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法 寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口 の位置及び放流先の名称	縮尺：1/500以上	
7	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二 以上であるときは、それぞれの土質及びそ の地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の 地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺：1/50以上 ・擁壁で覆われる崖面 については、土質に関 する事項は示すことを 要しない	
8	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及 び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水 層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の 地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの 位置、材料及び寸法	縮尺：1/50以上	
9	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径 並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	
10	崖面崩壊防止 施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩 壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩 壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎 地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上	

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備 考	根拠 法令
1 1	崖面崩壊防止 施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、 材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺：1/50以上 ・水抜穴及び透水層に 係る事項については、 必要に応じて記載する こと	
1 2	擁壁の構造計 算書	○	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート 造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、 構造計画、応力算定及び断面算定を記載	(任意様式)	省令第7条 第1項 第2号
1 3	盛土の安定計 算書	○	溪流等において高さ15m超の盛土をする とき（政令第7条第2項第2号）に、土質 試験その他の調査又は試験に基づく地盤の 安定計算を記載	(任意様式)	省令第7条 第1項 第3号
1 4	崖面の安定計 算書	○	崖面を擁壁で覆わないとき（政令第8条第 1項第1号ロ）に、土質試験その他の調査 又は試験に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	省令第7条 第1項 第4号
1 5	設計者資格	○	高さ5m超の擁壁又は面積1,500㎡超 の盛土・切土における排水施設（政令第2 1条各号）の設計者が資格（政令第22条 各号）を有する者であることを証する書類 ・卒業証明書 ・大学院に1年以上在学したことの証明書 ・実務経験証明書 ・都市計画法施行規則第19条第1号トに定 められた講習を修了したことを証明できる書 類の写し ・合格を証明できる書類の写し（技術士） ・資格を有することを証明できる書類の写 し（一級建築士）	(任意様式)	省令第7条 第1項 第5号
1 6	土地付近状況 写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその 付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条 第1項 第6号
1 7	申請者の証明 書類	◎	・申請者が個人の場合、住民票の写し若し しくは個人番号カードの写し又はこれらに類 するものであって、氏名及び住所を証する 書類 ・申請者が法人の場合、登記事項証明書、 及び役員の住民票の写し若しくは個人番号 カードの写し又はこれらに類するものであ って氏名及び住所を証する書類	(任意様式) ※ 個人番号カードの 写しを提出する場合 は、個人番号をマスキ ング処理してください	省令第7条 第1項 第7・8号
1 8	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために必要な資力 を示す資金計画書	(8.1国様式：様式第 三)	省令第7条 第1項 第9号
1 9	土地所有者等 の同意	◎	・公図の写し ・土地の登記事項証明書 ・権利者一覧表 ・同意証明書 ・印鑑登録証明書	(任意様式) 権利者一覧表（8.3参 考様式） 同意証明書（8.3参考 様式）	省令第7条 第1項 第10号
2 0	周辺地域住民 への周知	◎	・周知措置報告書	(8.2さいたま市様 式：様式第6号)	省令第7条 第1項 第11号

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備 考	根拠 法令
2 1	工事主の資 力・信用を証 する書類	◎	【申請者が法人の場合】 ・前年度の法人税の納付すべき額及び納付 済額を証する書類 ・事業経歴書 ・資力及び信用に関する誓約書 【申請者が個人の場合】 ・前年度の所得税の納付すべき額及び納付 済額を証する書類 ・資力及び信用に関する誓約書	(任意様式) 資力及び信用に関する 誓約書 (8.3参考様 式)	省令第7条 第1項 第12号 細則第9条 第2号から 第4号
2 2	工事施行者の 工事能力を証 する書類	◎	・法人の登記証明書 ・事業経歴書 ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3 条第1項の許可を受けていることを証する書 類の写し ・技術者名簿	(任意様式) 事業経歴書及び技術者 名簿 (8.3参考様式)	省令第7条 第1項 第12号 細則第9条 第5号
2 3	求積図	◎	盛土若しくは切土をする土地の部分	指定なし	細則第9条 第1号
2 4	委任状	○	委任者の住所、氏名、電話番号 代理人の住所、氏名、電話番号 委任事項を具体的に記載	(任意様式) 委任状 (8.3参考様 式)	
2 5	その他市長が 必要と認める 書類	○			

3.4.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類等は、下表のとおりです。

表 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備 考	根拠 法令
1	土石の堆積に関する工事の許可申請書	◎	様式内の必要項目	(8.1国様式：様式第四)	省令第7条第2項
2	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺：1/10,000以上	省令第7条第2項第1号
3	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺：1/2,500以上 ・等高線は、2メートルの標高差を示すものとする	
4	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺：1/500以上 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	
5	土地の断面図	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺：1/500以上	省令第7条第2項第2号
6	堆積土石の崩壊を防止するための措置	○	土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が1/10以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置（省令第32条）の内容が、適切であることを証する書類	(任意様式)	
7	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○	次の①か②のいずれかの措置（省令第34条）の内容が、適切であることを証する書類 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	(任意様式)	省令第7条第2項第3号
8	土地付近状況写真	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令第7条第2項第4号

綴じ順	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備 考	根拠 法令
9	申請者の証明 書類	◎	・申請者が個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類 ・申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類	(任意様式) ※ 個人番号カードの写しを提出する場合は、個人番号をマスキング処理してください	省令第7条 第2項 第5・6号
10	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	(8.1国様式：様式第五)	省令第7条 第2項 第7号
11	土地所有者等の同意	◎	・公図の写し ・土地の登記事項証明書 ・権利者一覧表 ・同意証明書 ・印鑑登録証明書	(任意様式) 権利者一覧表 (8.3参考様式) 同意証明書 (8.3参考様式)	省令第7条 第2項 第8号
12	周辺地域住民への周知	◎	・周知措置報告書	(8.2さいたま市様式：様式第6号)	省令第7条 第2項 第9号
13	工事主の資力・信用を証する書類	◎	【申請者が法人の場合】 ・前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・事業経歴書 ・資力及び信用に関する誓約書 【申請者が個人の場合】 ・前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・資力及び信用に関する誓約書	(任意様式) 資力及び信用に関する誓約書 (8.3参考様式)	省令第7条 第2項 第10号 細則第9条 第2号から 第4号
14	工事施行者の工事能力を証する書類	◎	・法人の登記証明書 ・事業経歴書 ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し ・技術者名簿	(任意様式) 事業経歴書及び技術者名簿 (8.3参考様式)	省令第7条 第2項 第10号 細則第9条 第5号
15	求積図	◎	土石の堆積を行う部分	指定なし	細則第9条 第1号
16	委任状	○	委任者の住所、氏名、電話番号 代理人の住所、氏名、電話番号 委任事項を具体的に記載	(任意様式) 委任状 (8.3参考様式)	
17	その他市長が必要と認める書類	○			

3.5 申請手数料

申請に当たっては、さいたま市都市計画関係事務手数料条例（7.1 さいたま市都市計画関係事務手数料条例）別表に定める手数料が必要です。手数料の額は下表１～５のとおりです。

表１ 法第１２条第１項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額
500㎡以内	16,000円
500㎡超 1,000㎡以内	28,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	40,000円
2,000㎡超 3,000㎡以内	58,000円
3,000㎡超 5,000㎡以内	73,000円
5,000㎡超 1ha以内	98,000円
1ha超 2ha以内	151,000円
2ha超 4ha以内	233,000円
4ha超 7ha以内	368,000円
7ha超 10ha以内	526,000円
10ha超	684,000円

表２ 法第１６条第１項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

変更内容	手数料の額
(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	変更許可申請１件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が684,000円を超えるときは、その手数料の額は、684,000円とする。 盛土又は切土をする土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更	新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前項に規定する額
(3) その他の変更	11,000円

表3 法第12条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査

土石の堆積を行う土地の面積	手数料の額
500㎡以内	12,000円
500㎡超 1,000㎡以内	15,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	18,000円
2,000㎡超 3,000㎡以内	22,000円
3,000㎡超 5,000㎡以内	32,000円
5,000㎡超 1ha以内	35,000円
1ha超 2ha以内	42,000円
2ha超 4ha以内	57,000円
4ha超 7ha以内	77,000円
7ha超 10ha以内	113,000円
10ha超	136,000円

表4 法第16条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

変更内容	手数料の額
	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。
(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）	土石の堆積を行う土地の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更	新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前項に規定する額
(3) その他の変更	11,000円

表5 規則第88条の規定による書面の交付

内容	手数料の額
盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付	1件につき 3,000円
盛土規制法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	1件につき 7,000円

3.6 許可又は不許可の通知

【法律】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

解説

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合している場合には、許可証を交付します。許可に際しては、工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付けることがありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。また、不許可の場合には、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

なお、宅地造成等に関する工事は、許可証の交付を受けた後でなければ行うことができません。

3.7 許可情報の公表

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※ 特定盛土等規制区域については、第六十四条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

解説

宅地造成等に関する工事の許可をした場合は、工事主の氏名又は名称等の必要な事項をさいたま市のホームページ上で公表します。

【公表事項】

- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 工事の許可年月日及び許可番号
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第4章 許可基準

4.1 住民への周知

【法律】

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第二十九条で同様に規定

【省令】

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。

二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。

三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

第十二条 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【細則】

(住民への周知)

第七条 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書（様式第6号）とする。

解説

許可申請を行う場合は、前もって、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対して、以下の周知の方法により、必要な措置を講じる必要があります。

周辺地域の住民に対して、周知を行ったことを許可申請書に添付する周知措置報告書（8.2さいたま市様式：様式第6号）によって確認します。

【周知の方法】

次のいずれかの方法により行ってください。ただし、災害が生じるおそれが特に大きい土地において高さが15mを超える盛土を行う場合は①による周知の方法を実施してください。

① 説明会の開催

② 書面の配布

③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページへの掲載

【周知措置報告書に記載する内容】

① 工事主の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）、電話番号

② 土地の所在地及び地番

③ 周知の方法

以下は、説明会を開催した場合に記載してください。

④ 日時、場所

⑤ 住民参加人数

⑥ 説明概要

⑦ 住民の意見等、住民の意見等に対する回答

[周知する工事の具体的内容]

周知する工事の内容は、周知の方法によらず以下の内容を含むようにしてください。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量

[周知範囲]

下表に示す区分に応じて、必要な範囲に周知を行ってください。

表 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参 考 図
・平地盛土 ・切土 ・土石の堆積	・盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） ・盛土等を行う土地の隣接地	
・腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲）	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図 I の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）	

4.2 技術的基準への適合

【法律】
(宅地造成等に関する工事の許可)
第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。
※特定盛土等規制区域については、第三十条と同様に規定
(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)
第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十一条と同様に規定

【政令】
(擁壁、排水施設その他の施設)
第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

解説
許可申請を行う場合、工事の計画は盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置が講じられている必要があります。これらの措置は、下表に示す技術的基準に適合している必要があります。

表 政令に規定する技術的基準

政 令	技術的基準
第 6 条	擁壁、排水施設その他の施設
第 7 条	地盤について講ずる措置
第 8 条	擁壁の設置
第 9 条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第 1 0 条	練積み造の擁壁の構造
第 1 1 条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第 1 2 条	擁壁の水抜穴
第 1 3 条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第 1 4 条	崖面崩壊防止施設の設置
第 1 5 条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第 1 6 条	排水施設の設置
第 1 7 条	特殊の材料又は構法による擁壁
第 1 8 条	特定盛土等に関する工事（第 7 条から第 1 7 条までの規定の準用）
第 1 9 条	土石の堆積に関する工事
第 2 0 条	規則への委任

4.2.1 地盤について講ずる措置に関する技術的基準

【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他のこれに類する建設機械を用いて締め固めること。
 - ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
 - 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
 - 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
 - 三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

解説

盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講じてください。

1 敷均し

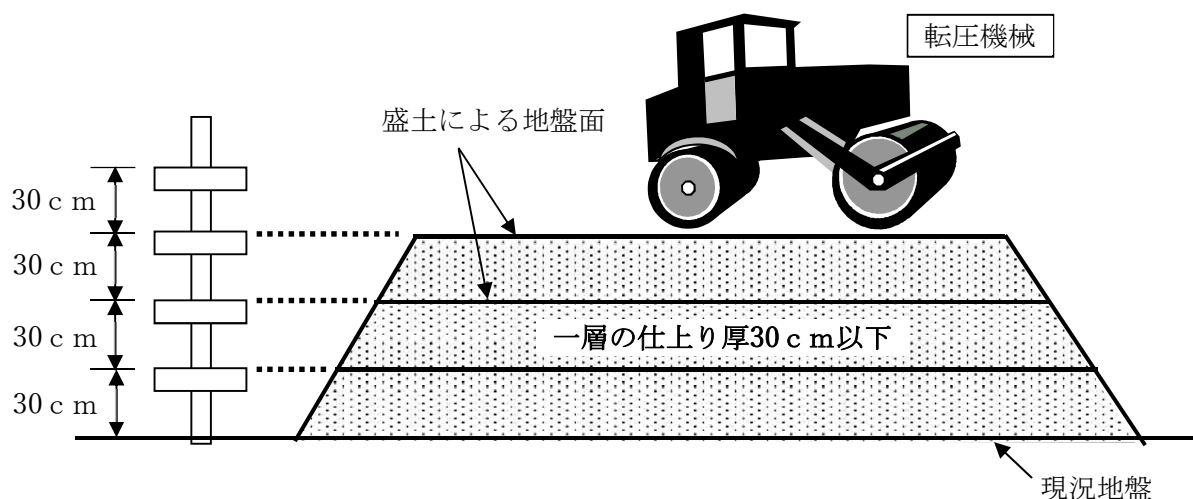
盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）をおおむね30センチメートル以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均してください。

2 締め固め

盛土の締め固めに当たっては、所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じた適切な締め固めを行ってください。

特に盛土と切土の接合部は、地盤支持力が不連続になったり、盛土部に湧水や浸透水等が集まり盛土が軟化して完成後の仕上げ面に段違いを生じたり、地震時には滑り面になったりするおそれもあることから、十分な締め固めを行う必要があります。

<参考>



3 排水施設等

排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水を排除できるように計画することを基本とします。

(1) 地下水排除工

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことによって、盛土の安定を図ってください。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要です。

ア 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とします。

イ 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とします。

ウ 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とします。

エ 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とします。

また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とします。

(2) 盛土内排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合には、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要です。

水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置することを基本とします。

表 排水施設等の標準的な仕様

地下水排除工		盛土内排水層
暗渠排水工	基盤排水層	水平排水層
本管：管径300ミリメートル以上（流域等が大規模なものは流量計算にて規格検計） 補助管：管径200ミリメートル以上 補助管間隔：40メートル以内を標準（溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は20メートル以内）	厚さ：0.5メートルを標準（溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は1.0メートル以上） 範囲：のり尻からのり肩の水平距離の1/2の範囲及び地表面勾配 <i>i</i> < 1:4の谷底部を包括して設置	厚さ：0.3メートル以上（碎石や砂の場合） 配置：小段ごとに設置 範囲：小段高さの1/2以上

（「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」（国土交通省）

（<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001611521.pdf>）を加工して作成）

4 土留の設置

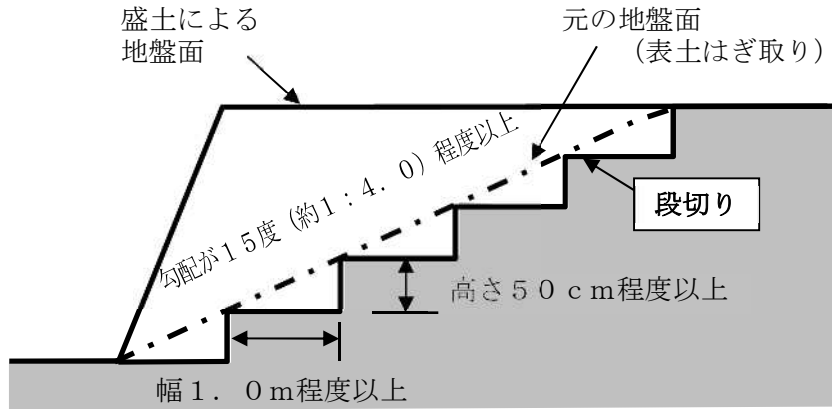
必要に応じて、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー、その他の土留の設置やその他の措置を講じてください。

5 傾斜地盤上の盛土

盛土基礎地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が15度（約1:4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように、原則として段切りを行ってください。

また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行うことが望ましいです。

<参考>

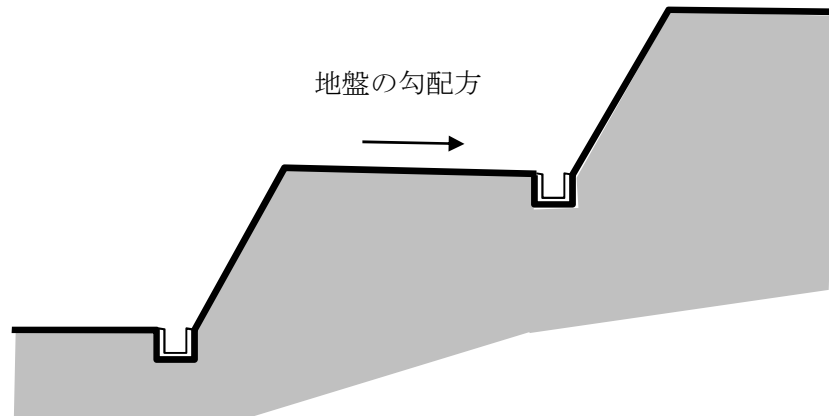


上記の措置のほか、盛土又は切土をした後の地盤に以下の措置を講じてください。

1 崖の上端に続く地表面の措置

崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水やその他の地表水が流れるように、地盤に勾配を付けてください。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付けることが困難な場合は、のり面へ雨水やその他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置してください。

<参考>



2 溪流等における盛土の基本的な考え方

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となるおそれがあることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加えて、次の措置を講ずる必要があります。なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様の措置を講ずる必要があります。

ここで、溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、**0次谷※**を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。

※0次谷：常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいいます。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当します。

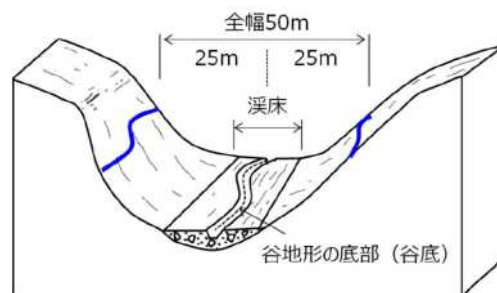


図 溪流等の概念図

(「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」(国土交通省)

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001611521.pdf>) を加工して作成)

(1) 盛土の高さが15メートルを超える場合の措置

より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保してください。

ア 盛土のり面の安定性の検討

盛土のり面の安定性の検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要があります。ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照した上で総合的に検討することが大切です。

(ア) 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とします。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）によることを標準としますが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いてください。

(イ) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ c ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とします。

(ロ) 間げき水圧

高さ15メートル超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とします。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ u ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮してください。

(エ) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とします。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とします。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25とします。

3 切土後ののり面対策

切土をした後ののり面に滑りやすい土質の層があるときは、そののり面に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講じてください。

4 施工上の留意事項

〔盛土の施工〕

盛土の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切です。

(1) 原地盤の処理

盛土の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるため、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うことが必要です。

調査の結果、山地・森林における複雑性や脆弱性が懸念される地盤の場合には、脆弱な地盤を排除する等、適切に基盤面を処理してください。また、溪流等の湧水や地下水が懸念される地盤の場合には、「2 溪流等における盛土の基本的な考え方」により適切に処理してください。普通地盤の場合には盛土完成後の有害な沈下を防ぎ、盛土と基礎地盤のなじみをよくしたり、初期の盛土作業を円滑にしたりするために次のような原地盤の処理を行ってください。

ア 伐開除根を行う。

イ 暗渠排水工及び基盤排水層を単独又はあわせて設置し排水を図る。

ウ 極端な凹凸及び段差はできるだけ平坦にかき均す。

なお、既設の盛土に新しく腹付けして盛土を行う場合にも同様な配慮が必要であるほか、既設の盛土の安定に関しても十分な注意を払ってください。

(2) 盛土材料

盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認する必要があります。また、切土からの流用土や付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これらの現地発生材の性質を十分把握するとともに、次のような点を踏まえて適切な対策を行い、品質の良い盛土を築造してください。

ア 岩塊、玉石等を多量に含む材料は、盛土下部に用いる等、使用する場所に注意してください。

イ 頁岩、泥岩等のスレーキングしやすい材料は用いないことを原則とするが、やむを得ず使用する場合は、その影響及び対策を十分検討してください。

ウ 吸水性、圧縮性が高い腐植土等の材料を含まないようにしてください。

エ 高含水比粘性土については、(3)に述べる含水量調節及び安定処理により入念に施工してください。

オ 比較的細砂で粒径のそろった砂は、地下水が存在する場合に液状化するおそれがあるので、十分な注意が必要です。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければなりません。

(3) 含水量調節及び安定処理

盛土の締固めは、盛土材料の最適含水比付近で施工することが望ましいので、実際の含水比がこれと著しく異なる場合には、バツ気又は散水を行って、その含水量を調節してください。

また、盛土材料の品質によっては、盛土の締固めに先立ち、化学的な安定処理等を行ってください。

(4) 防災小堤

盛土施工中の造成面ののり肩には、造成面からのり面への地表水の流下を防止するため、必要に応じて、防災小堤を設置してください。

【切土の施工】

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質や地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面勾配を変更するなど、適切な対応を図ってください。

なお、次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように留意することが大切です。

- (1) 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- (2) 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- (3) 土質が層状に変化している場合
- (4) 湧水が多い場合
- (5) 表面はく離が生じやすい土質の場合
- (6) 積雪・寒冷地域の場合

審査基準

図面等により、地盤について講じる措置が実施されていることを確認します。

また、政令第7条第2項第2号に該当する工事の場合は、地盤の安定計算書により安定が保持されていることを確認します。

4.2.2 擁壁の設置に関する技術的基準

【政令】
(擁壁の設置に関する技術的基準)
第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。
一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面
二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。
2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土 質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

解説
下図に示すとおり、「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則としてその崖面を擁壁で覆う必要があります。

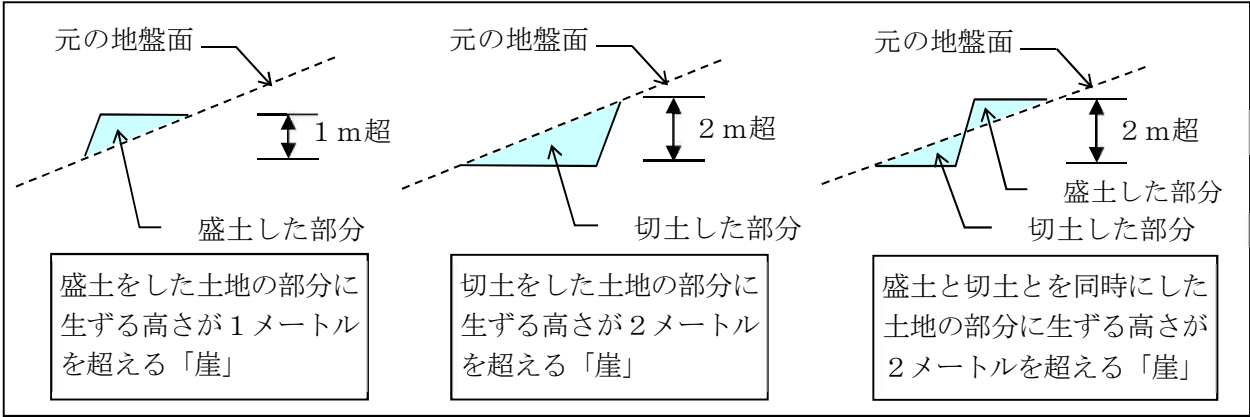
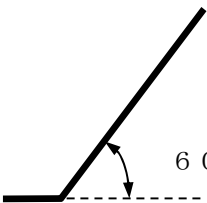
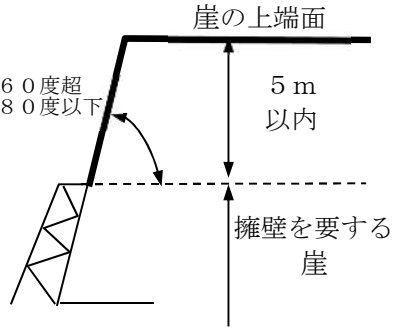
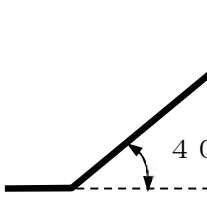
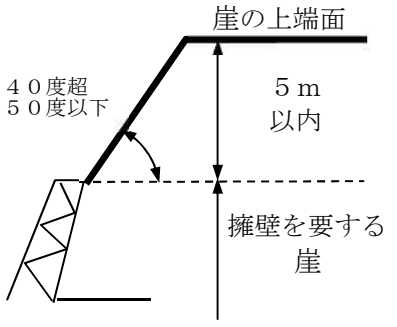
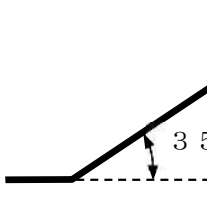
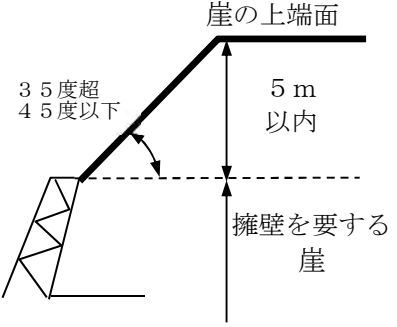


図 原則として擁壁で覆わなければならない崖面

ただし、切土をした土地の部分に生じることとなる崖の部分で、下表に該当する崖面については、擁壁を設置する必要はありません。また、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能や性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合には、擁壁に代えて、「4.2.8 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準」を適用してください。

表 切土のり面の勾配（擁壁等の設置を要しない場合）

のり面の土質	のり高	崖の上端からの垂直距離	
		① 5 m 超	② 5 m 以下
軟岩 (風化の著しいものは除く)			
		60度以下	60度超 80度以下 5m以内 擁壁を要する崖
風化の著しい岩			
		40度以下	40度超 50度以下 5m以内 擁壁を要する崖
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの			
		35度以下	35度超 45度以下 5m以内 擁壁を要する崖

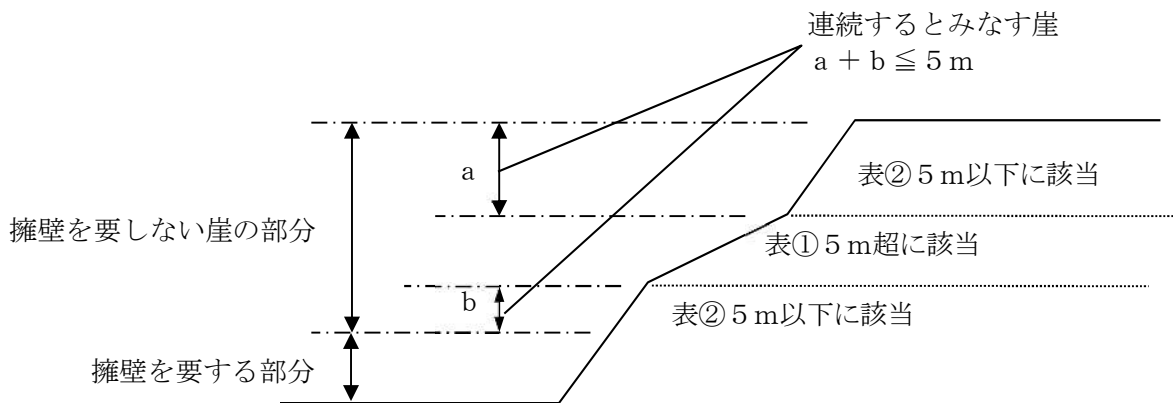


図 上下に分離された崖の部分がある場合の考え方

審査基準

図面等により、擁壁が設置されていることを確認します。

4.2.3 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

【政令】
(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)
第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。
一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第333号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二

土 質	単位体積重量（一立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三

土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	〇・三

【建築基準法施行令】

(鋼材等)

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

一 略

二

種類		許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
			圧縮	引張り		圧縮	引張り	
				せん断補強以外に 用いる場合	せん断補強に用い る場合		せん断補強以外に 用いる場合	せん断補強に用い る場合
丸鋼		F／1. 5 (当該 数値が一五五を超 える場合には、一 五五)	F／1. 5 (当該 数値が一五五を超 える場合には、一 五五)	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F	F	F (当該数値が二 九五を超える場 合には、二九五)	
異形鉄筋	径二十八ミリ メートル以下 のもの	F／1. 5 (当該 数値が二一五を超 える場合には、二 一五)	F／1. 5 (当該 数値が二一五を超 える場合には、二 一五)	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F	F	F (当該数値が三 九〇を超える場 合には、三九〇)	
	径二十八ミリ メートルを超 えるもの	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F／1. 5 (当該 数値が一九五を超 える場合には、一 九五)	F	F	F (当該数値が三 九〇を超える場 合には、三九〇)	
鉄線の径が四ミリメートル 以上の溶接金網		—	F／1. 5	F／1. 5	—	F (ただし、床版 に用いる場合に限 る。)	F	
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。								

この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F / 3	F / 30 (Fが二一五を超えるコン クリートについて、国土交通大臣 がこれと異なる数値を定めた場合 は、その定めた数値)	〇・七 (軽量骨 材を使用するも のにあつては、 〇・六)	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度 のそれぞれの数値の二倍 (Fが二一五を超えるコンクリートの引張り及 びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合 は、その定めた数値) とする。				

この表において、Fは、設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン) を表すものとする。

2 特定行政庁がその地方の気候、骨材の性状等に応じて規則で設計基準強度の上限の数値を定めた場合において、設計基準強度が、その数値を超えるときは、前項の表の適用に関しては、その数値を設計基準強度とする。

(地盤及び基礎ぐい)

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地 盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の 二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な礫層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤 (地震時に液状化の おそれのないものに限る。)	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

(補則)

第九十四条 第八十九条から前条までに定めるもののほか、構造耐力上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、国土交通大臣が建築物の安全を確保するために必要なものとして定める数値によらなければならない。

【建設省告示第千四百五十号】

○ コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

第一 略

第二 令第九十一条第一項に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + (F / 100)$$

(この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

F_s : コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 : 一平方ミリメートルにつきニュートン)

F : 設計基準強度 (単位 : 一平方ミリメートルにつきニュートン)

【建設省告示第千百十三号】

○ 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力をもとめる方法を定める件

第1 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ボーリング調査
- 二 標準貫入試験
- 三 静的貫入試験
- 四 ベーン試験
- 五 土質試験
- 六 物理探査
- 七 平板载荷試験
- 八 载荷試験
- 九 くい打ち試験
- 十 引抜き試験

第2 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の（一）項、（二）項又は（三）項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液化化するおそれのある地盤の場合又は（三）項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方二メートル以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が一キロニュートン以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方二メートルを超え五メートル以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が500ニュートン以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
（一）	$q_a = 1/3 (i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$q_a = 2/3 (i_c \alpha C N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_\gamma + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
（二）	$q_a = q_t + 1/3 N' \gamma_2 D_f$	$q_a = 2q_t + 1/3 N' \gamma_2 D_f$
（三）	$q_a = 30 + 0.6 N_{sw}$	$q_a = 60 + 1.2 N_{sw}$

この表において、 q_a 、 i_c 、 i_γ 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 N_γ 、 N_q 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 q_t 、 N' 及び N_{sw} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q_a ：地盤の許容応力度（単位：kN/m²）

i_c 、 i_γ 及び i_q ：基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値

$$i_c = i_q = (1 - \theta / 90)^2$$

$$i_\gamma = (1 - \theta / \phi)^2$$

これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

θ ：基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角（ θ が ϕ を超える場合は、 ϕ とする。）（単位：°）

ϕ ：地盤の特性によって求めた内部摩擦角（単位：°）

α 及び β 基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

係 数	基礎荷重面の形状	
	円形	円形以外の形状
α	1.2	1.0 + 0.2B/L
β	0.3	0.5 - 0.2B/L

この表において、B及びLは、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ（単位：m）を表すものとする。

C ：基礎荷重面下にある地盤の粘着力（単位：kN/m²）

B ：基礎荷重面の短辺又は短径（単位：m）

N_c 、 N_γ 及び N_q ：地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

支持力係数	内部摩擦角									
	0度	5度	10度	15度	20度	25度	28度	32度	36度	40度以上
N_c	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
N_γ	0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
N_q	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた N_c 、 N_γ 及び N_q は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

γ_1 ：基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量（単位：kN/m³）

γ_2 ：基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量（単位：kN/m³）

D_f ：基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ（単位：m）

q_t ：平板载荷試験による降伏荷重度の二分の一の数値又は極限応力度の三分の一の数値のうちいずれか小さい数値（単位：kN/m²）

N' ：基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

係数	地盤の種類		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く。)	粘土質地盤
N'	12	6	3

N_{sw} ：基礎の底部から下方二メートル以内の距離にある地盤のスウェーデン式サウンディングにおける一メートルあたりの半回転数（150を超える場合は150とする。）の平均値（単位：回）

解説

1 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計及び施工

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁（以下「鉄筋コンクリート造等擁壁」という。）の設計に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時における擁壁の要求性能を満足するように、次の各事項についての安全性を検討してください。

- (1) 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方

(1) 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意してください。

- ① 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できます。
- ② 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置や勾配、のり面の粗度、湧水や地下水の状況等に応じて、適切な土圧の算定方法を検討しなければなりません。

(2) 擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、擁壁設置箇所の実状に応じて適切に設定してください。

3 鉄筋コンクリート造等擁壁の底版と基礎地盤との摩擦係数

擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、原則として土質試験結果に基づき、次の式により求めてください。

$$\mu = \tan \phi \quad (\phi: \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6を超えないものとします。

なお、土質試験が行われない場合には、政令別表第3の値を用いることができます。

4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切です。

(1) 地盤（地耐力等）

土質試験等により基礎地盤が設計条件を満足することを確認してください。

(2) 鉄筋の継手及び定着

主筋の継手部の重ね長さ及び末端部の定着処理を適切に行ってください。

(3) 伸縮継目及び隅角部の補強

伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強してください。

(4) コンクリート打設、打継ぎ、養生等

コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行ってください。

(5) 擁壁背面の埋戻し

擁壁背面の裏込め土の埋戻しは、所定のコンクリート強度が確認されてから行ってください。また、沈下等が生じないように十分に締固めてください。

(6) 排水

擁壁背面の排水をよくするため、透水層や水抜き穴等を適切な位置に設けてください。

(7) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意してください。

ア 斜面上に設置する擁壁

下図に示すように、擁壁基礎前端より擁壁の高さの $0.4H$ 以上で、かつ 1.5m 以上、下表の土質に応じた勾配線（ θ ）より後退し、その部分はコンクリート打ち等により風化浸食のおそれのない状態にしてください。

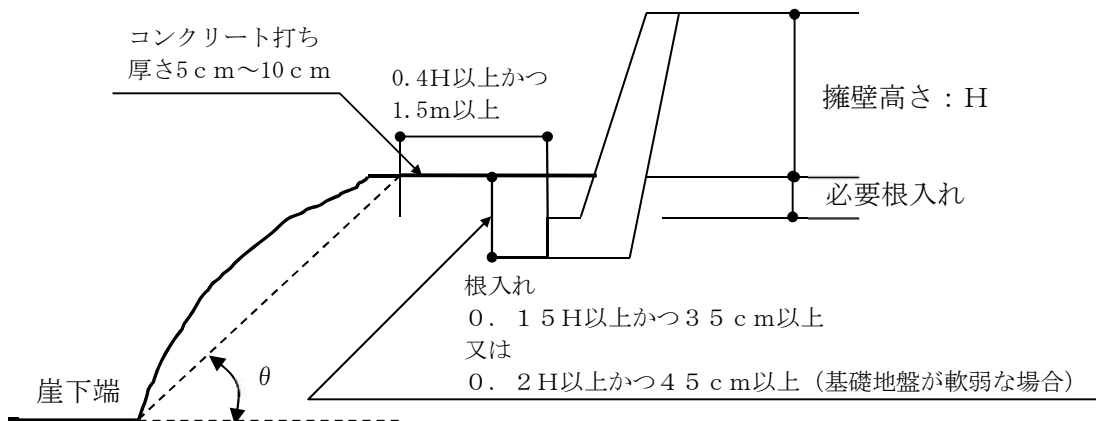


図 斜面上に擁壁を設置する場合

表 土質別角度（ θ ）

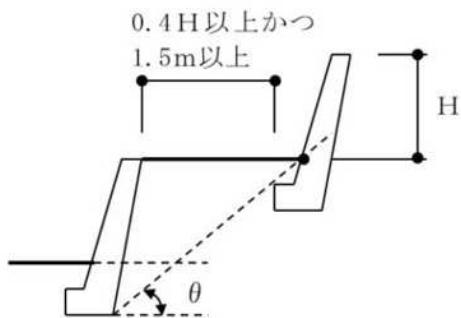
背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度（ θ ）	60°	40°	35°	25°

イ 二段擁壁

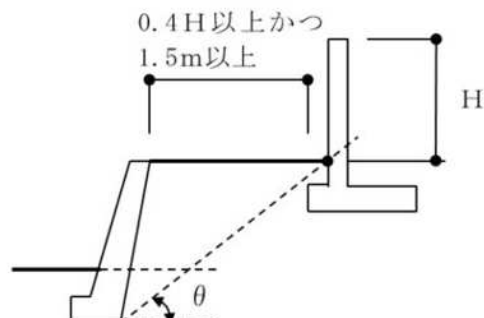
下図に示す擁壁で表の θ 角度内に入っていないものは、二段擁壁とみなされるため、一体の擁壁として設計を行う必要があります。なお、上部擁壁が表の θ 角度内に入っている場合は、別個の擁壁として扱いますが、水平距離を $0.4H$ 以上かつ 1.5m 以上離さなければなりません。

二段擁壁となる場合は、下段の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう上部擁壁の根入れの深さを深くするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるように措置してください。

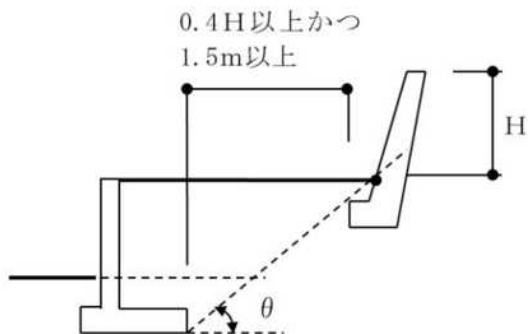
1. 上部、下部とも間知石等練積み造擁壁で築造する場合



2. 上部をRC造擁壁、下部を間知石等練積み造擁壁で築造する場合



3. 上部を間知石等練積み造擁壁、下部をRC造擁壁で築造する場合



4. 上部、下部ともRC造擁壁で築造する場合

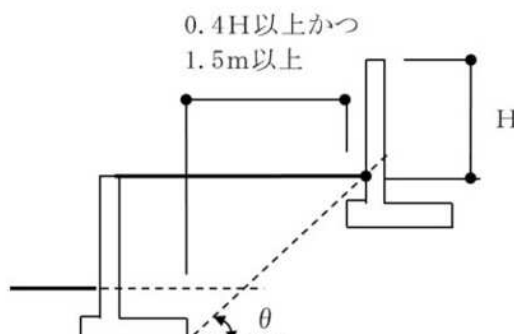


図 上部・下部擁壁を近接して設置する場合

5 鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎工の設計

鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎は、直接基礎とすることを原則とします。また、直接基礎は良質な支持層上に設けることを原則としますが、軟弱地盤等で必要な地耐力が期待できない場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した改良地盤に直接基礎を設けてください。また、直接基礎によることが困難な場合は、杭基礎を考慮してください。

審査基準

構造計算書により、政令第9条第1項のいずれにも該当することを確認します。

4.2.4 練積み造の擁壁の構造

【政令】 (練積み造の擁壁の構造)				
第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。				
一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。				
二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。				
三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。				
四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。				
別表第四				
土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	六十五センチメートル以上
第三種	その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

解説

- 1 練積み造擁壁の設計及び施工
- (1) 練積み造擁壁の設計上の留意事項
- 間知石練積み造擁壁その他の練積み造擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ、擁壁の厚さ、根入れ深さ等に応じて適切に設計してください。ただし、原則として地上高さは5メートルを限度とします。
- なお、擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けてください。
- また、崖の状況等により、はらみ出しその他の破壊のおそれがあるときには、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の措置を講じる必要があります。
- (2) 練積み造擁壁の施工上の留意事項
- 練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切です。
- ア 丁張り
- 擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、表丁張り及び裏丁張りを設置する。
- イ 裏込めコンクリート及び透水層
- 裏込めコンクリート及び透水層の厚さが不足しないよう、組積み各段の厚さを明示した施工図を作成する。

ウ 抜型枠

裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用する。

エ 組積み

組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをする。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをする。

オ 施工積高

1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめる。

カ 水抜き穴の保護

コンクリートで水抜き穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにする。

キ コンクリート打設

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固める。

ク 擁壁背面の埋戻し

擁壁背面の埋戻し土は胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工する。

ケ 養生

胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生する。

コ その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

審査基準

図面等により、構造を確認します。

4.2.5 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用

【政令】

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

【建築基準法施行令】

(構造設計の原則)

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

(別の建築物とみなすことができる部分)

第三十六条の四 法第二十条第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分とする。

(構造部材の耐久)

第三十七条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第三十八条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ十三メートル又は延べ面積三千平方メートルを超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積一平方メートルにつき百キロニュートンを超えるものにあっては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前二項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものでなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等)

第三十九条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 特定天井（脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(組積造の施工)

第五十二条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。

3 略

4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

(コンクリートの材料)

第七十二条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。

二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。

三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分

二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「二十五倍」とあるのは「三十倍」と、「四十倍」とあるのは「五十倍」とする。

(コンクリートの強度)

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合には、九ニュートン）以上であること。

二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。

2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。

3 コンクリートは、打上りが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

(コンクリートの養生)

第七十五条 コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

(鉄筋のかぶり厚さ)

第七十九条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

解説

政令第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、政令で定める技術的基準のほか、建築基準法施行令に定める第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定に適合する必要があります。

審査基準

構造計算書や図面等により、規定が準用されていることを確認します。

4.2.6 擁壁の水抜穴

【政令】

(擁壁の水抜穴)

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

解説

鉄筋コンクリート造等擁壁の水抜き穴は、その裏面の排水をよくするため、下記事項に留意してください。

- (1) 擁壁の裏面で、水抜き穴の周辺その他必要な場所に砂利等の透水層を設ける。
- (2) 水抜き穴は、擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設ける。
- (3) 水抜き穴は、内径7.5cm以上とし、その配置は3㎡に1箇所の割で千鳥配置とする。
- (4) 水抜き穴は、排水方向に適当な勾配をとる。
- (5) 水抜き穴の入口には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの砂利等（吸出し防止材等を含む）を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮する。
- (6) 地盤面下の壁面で地下水の流路に当たっている壁面がある場合には、有効に水抜き穴を設けて地下水を排出する。
- (7) 水抜き穴に使用する材料は、コンクリートの圧力でつぶれないものを使用する。

練積み造の擁壁の水抜き穴は、その裏面の排水をよくするため、下記事項に留意してください。

- (1) 水抜き穴は、内径7.5cm以上の硬質塩化ビニール管を壁面3㎡に1箇所以上の割で千鳥配置とする。
- (2) 水抜き穴は、壁面の下部や擁壁の裏面に湧水のある箇所には、増加して配置する。
- (3) 水抜き穴は、排水方向に適当な勾配をとる。
- (4) 水抜き穴の裏側には、目詰まりや埋戻し土砂が流出しないように、粗目の割栗石を配置する。

審査基準

図面等により、水抜穴及び透水層が設けられていることを確認します。

4.2.7 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用

【政令】

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第一百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

【建築基準法施行令】

(擁壁)

第一百四十二条 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定（第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第三百六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

解説

任意に設置する擁壁のうち、高さが2mを超えるものについては、建築基準法施行令第142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）の規定に適合する必要があります。

審査基準

構造計算書や図面等により、規定が準用されていることを確認します。

4.2.8 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準

【政令】

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

【省令】

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

解説

1 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合でも崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有します。本施設は、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じ、その機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合には、擁壁に代えて設置するものです。ただし、住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できません。

崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に、土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とします。また、崖面崩壊防止施設の設置に当たっては、大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は、適用性を慎重に判断する必要があります。

2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等があります。崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければなりません。また、その構造上、過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は適用性が低いことに注意が必要です。

特に、設置箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分な検討が必要です。

3 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

崖面崩壊防止施設の設計・施工に当たっては、崖面崩壊防止施設の種類によって設計方法や材料が異なるため、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討が必要です。また、必要に応じて、崖面崩壊防止施設自体の安定性のもとより崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討してください。

崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満たすように、次の各事項についての安定性を検討してください。

- (1) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
- (2) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
- (3) 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
- (4) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

審査基準

安定計算書や図面等により、政令第14条第2号のいずれにも該当することを確認します。

4.2.9 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

【政令】

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

- 第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。
- 2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。
- 一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

解説

1 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方

裸地となることで侵食や洗堀が生じ、これらの拡大により崩壊が発生することが懸念されます。このため、のり面その他の地表面にかかわらず、のり面保護工により保護する必要があります。

崖面については、擁壁（これにより難い場合は、「崖面崩壊防止施設」）で覆うことを原則としつつ、擁壁等で覆わない場合には、その崖面が風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工又は構造物によるのり面保護工等で崖面を保護してください。

また、崖面以外の地表面についても、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工等により地表面を保護してください。

2 のり面保護工の種類

のり面保護工の種類としては、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工及びのり面排水工があります。

3 のり面保護工の選定

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性・施工性に優れた工法を選定してください。

工法の選定に当たっては、次の各事項に留意することが大切です。

- (1) 植生可能なのり面では、植生の被覆効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与することに着目し、のり面緑化工の選定を基本とする。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定する。
- (2) のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工が併設される。
- (3) 同一ののり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いので、それぞれの条件に適した工法を選定する必要がある。

4 のり面緑化工の設計・施工上の留意事項

のり面緑化工の成否は、植物の生育いかんによるため、その設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切です。

- (1) のり面緑化工の完成に必要な施工場所の立地条件を調査すること
- (2) のり面の勾配は、なるべく40度（約1：1.2）より緩くすること
- (3) のり面の土質は、植物の生育に適した土壌とすること
- (4) 植物の種類は、活着性がよく、生育の早いものを選定すること
- (5) 施工時期は、なるべく春期とし、発芽に必要な温度・水分が得られる範囲で、可能な限り早い時期とすること
- (6) 発芽・生育を円滑に行うため、条件に応じた適切な補助工法を併用すること
- (7) 日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所は避けること

5 構造物によるのり面保護工の設計・施工上の留意事項

構造物によるのり面保護工の設計・施工に当たっては、のり面の勾配、土質、湧水の有無等について十分に検討することが大切です。

6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

のり面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切です。

- (1) 湧水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行うこと
- (2) 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付けること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること
- (3) のり面を流下する地表水は、のり肩及び小段に排水溝を設けて排除すること
- (4) 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除すること
- (5) のり面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続すること

7 崖面以外の地表面に講ずる措置

地表面は、裸地となることにより、風化、雨水等による侵食や洗掘が生じやすくなります。侵食や洗掘が進行した場合、崩壊が生じる可能性があります。このため崖面以外の地表面についても、侵食や洗掘を防止するため、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護する必要があります。

特に、太陽光発電施設等の施設が設置される地盤については、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を引き起こしやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うことが大切です。

なお、次の各事項に該当するものは、地表面の保護を要しません。

- (1) 排水勾配を付けた盛土又は切土の上面
- (2) 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- (3) 農地等で植物の生育が確保される地表面

審査基準

図面等により、崖面及びその他の地表面について講じる措置が実施されていることを確認します。

4.2.10 排水施設の設置に関する技術的基準

【政令】

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
 - 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
 - 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

解説

地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、排水施設を設置してください。

審査基準

図面等により、排水施設が設置されていることを確認します。

4.2.11 認定擁壁

【政令】

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

解説

特殊な材料又は構法による擁壁を使用する場合は、国土交通大臣の認定した擁壁を用いなければなりません。

審査基準

図面等により、国土交通大臣の認定した擁壁が設置されていることを確認します。

4.2.12 特定盛土等に関する工事の技術的基準

【政令】

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

解説

特定盛土等に関する工事の技術的基準について規定しています。

審査基準

構造計算書や図面等により、規定が準用されていることを確認します。

4.2.13 土石の堆積に関する工事の技術的基準

【政令】

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合当該高さの二倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

【省令】

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
 - 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

解説

1 土石の堆積の基本的な考え方

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないように空地や措置を設けることを基本とします。

堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるように検討する必要があります。

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とします。ただし、堆積した土石の崩壊が生じないよう設計する場合はこの限りではありません。また、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置が必要です。

土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置が必要です。

- (1) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
- (2) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

なお、これらの措置については、鋼矢板等その他必要な措置に代えることができます。

また、雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等が必要である。

2 土石の堆積の設計・施工上の留意事項

土石の堆積の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切です。

(1) 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるため、現地踏査や土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うことが必要です。

(2) 計画

周辺の安全確保が可能な堆積形状や空地、土石の崩壊に伴う流出を防止する措置を計画することが大切です。

雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないように、適切な排水措置等を行い、堆積した土石の安定を図ることが求められます。

堆積する土石の安全な運搬経路を確保することが重要です。

(3) 土石の受け入れ

堆積する土石を受け入れる際には、土石が計画の材質であることを確認することが必要です。

3 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する代表的な措置として、次のものが挙げられます。

(1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止することが求められます。

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければなりません。

(2) 空地を設けない場合の措置

① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置することが必要です。

② 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐことが求められます。

4 設計・施工方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設計・施工に当たっては、土石の最大堆積時に発生する土圧等に対して、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置に求められる性能に応じた安全性の検討が必要です。

(1) 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の代表的な種類及び設計方法

ア 鋼矢板等の設置

土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置してください。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計してください。



図 鋼矢板等の設置の概念図

イ 構台等の設置

構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置してください。土石を堆積する面（空地を含む）の勾配は10分の1以下を確保してください。想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造で設計してください。

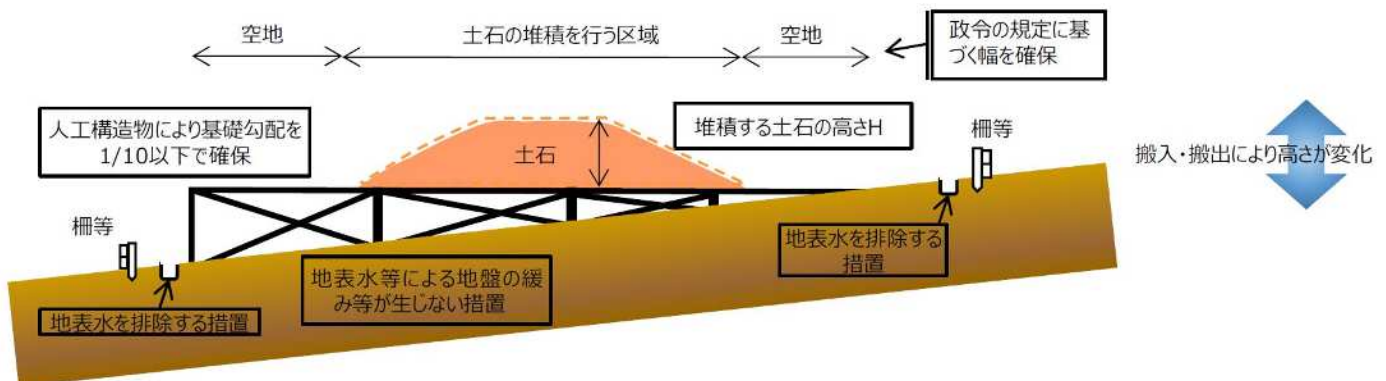


図 構台等の設置の概念図

ウ 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い、表面を保護してください。

なお、土石の堆積が盛土と異なり、十分に締固めが実施されないことが想定されるため、堆積勾配は安定性を確保するために1：2.0よりも緩くすることが望ましいです。

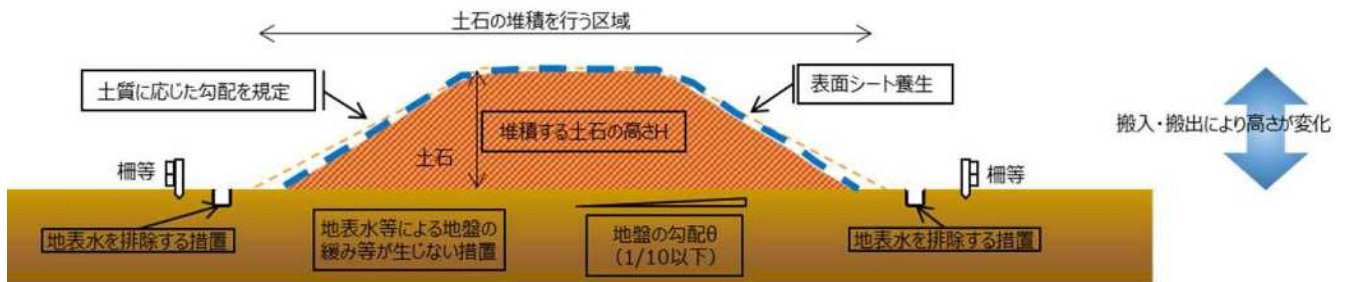


図 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護の概念図

(「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」(国土交通省))

(<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001611521.pdf>) を加工して作成)

審査基準

図面等により、規定に適合又は必要な措置が講じられていることを確認します。

また、鋼矢板等を設置する場合は、適切であることを証する書類により土圧等に耐えうる構造で設計されていることを確認します。

4.3 資力・信用

【法律】
(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【細則】
(宅地造成等に関する工事の許可の申請等の添付書類)

第9条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 工事主が法人の場合にあつては、前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業経歴書

(3) 工事主が個人の場合にあつては、前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(4) 工事主が、次のアからカのいずれにも該当しないことを誓約する書類

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法第12条又は第16条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

オ 法人であつて、その役員のうちにエに該当する者があるもの

カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

解説

許可申請を行う場合は、工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があることが求められます。

審査基準

下表に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなされることがあります。

表 資力及び信用を確認するための資料

申請者が法人である場合	申請者が個人である場合
- 資金計画書 - 法人の登記簿謄本（取得から6か月以内のもの） - 前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 - 事業経歴書（8.3参考様式） - 資力及び信用に関する誓約書（8.3参考様式）	- 資金計画書 - 住民票の写し（取得から6か月以内のもの） - 前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 - 資力及び信用に関する誓約書（8.3参考様式）

4.4 工事施行者の能力

【法律】
(宅地造成等に関する工事の許可)
第十二条 1 略
2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
一・二 略
三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

【細則】
(宅地造成等に関する工事の許可の申請等の添付書類)
第9条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
(1)・(2)・(3)・(4) 略
(5) 法第12条第2項第3号に規定する工事を完成するために必要な能力がある者であることを証するための次に掲げる書類
ア 法人の登記事項証明書
イ 事業経歴書
ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し
エ 技術者名簿
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

解説

許可申請を行う場合は、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

審査基準

下表に示す資料により、工事施行者の能力の有無を過去の事業経歴等を考慮して確認します。

表 工事施行者の能力の有無を確認するための資料

資 料
・ 法人の登記事項証明書（取得から6か月以内のもの） ・ 事業経歴書（8.3参考様式） ・ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し ・ 技術者名簿（8.3参考様式）

4.5 土地所有者等の同意

【法律】
(宅地造成等に関する工事の許可)
第十二条 1 略
2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
一〜三 略
四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

解説

許可申請を行う場合は、前もって、工事を行おうとする土地の区域内の土地について、権利を有する者全ての同意を得る必要があります。このため、全員の同意が得られない場合は許可できません。

審査基準

下表に示す資料により、同意が必要な全ての権利者に対して、同意を得ていることを確認します。

表 工事施行者の能力の有無を確認するための資料

資 料
・ 公図の写し（取得から6か月以内のもの） ・ 土地の登記事項証明書（取得から6か月以内のもの） ・ 権利者一覧表※1（8.3参考様式） ・ 同意証明書※2（同意した日から6か月以内のもの）（8.3参考様式） ・ 印鑑登録証明書（取得から6か月以内のもの）

- ※1 同意を必要とする権利者は、工事を行おうとする土地の区域内の土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を指す
- ※2 同意証明書に記載等が必要な事項は、①土地の所在地及び地番②地目③地積④権利の種類⑤同意年月日⑥同意者の住所・氏名⑦実印の押印とし、共有の場合は、その旨を記入すること

4.6 設計者の資格

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 1 略

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※ 特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第一〇〇五号】

○ 宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和三十七年三月二十九日）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十二条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- 三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

解説

高さが5 mを超える擁壁の設置や盛土又は切土をする土地の面積が1, 500 m²を超える土地における排水施設の設置を行う場合は、資格を有する者の設計が必要となります。

審査基準

下表に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

表 設計者の資格

設計者の資格	書 類
学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者	- 卒業証明書 - 実務経験証明書（8.3参考様式）
学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者	
前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者	
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者	
土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者	- 講習を修了したことを証明できる書類の写し - 実務経験証明書（8.3参考様式）
学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者	- 大学院に1年以上在学したことの証明書 - 実務経験証明書（8.3参考様式）
技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）	合格を証明できる書類の写し
建築士法による一級建築士の資格を有する者	資格を有することを証明できる書類の写し

4.7 土石の堆積に関する工事の期間

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

解説

一定期間とは、土石の堆積に関する工事の許可の日から最長5年として運用します。

なお、許可の日から5年を超える土石の堆積については、当該許可の日から5年が経過する前に、変更手続を行い土石の堆積に関する工事の変更許可を受けてください。

第5章 その他の手続

5.1 規制区域指定の際の工事の届出

5.1.1 届け出期間及び届出に必要な書類等

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備 考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備 考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

※ 特定盛土等規制区域については、第八十二条で同様に規定

【政令】

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

解説

規制区域の指定の際に、規制区域内で行われている宅地造成等に関する工事については、宅地造成等工事規制区域の指定があった日から21日以内に届出書（8.1国様式：様式第十五、様式第十六）を提出する必要があります。

なお、政令第23条各号に掲げる規模の工事及び政令第25条第2項各号に掲げる規模の工事については、下表に記載された必要な添付書類等を添えて提出してください。

[土地の形質変更に関する工事の届出]

政令第23条各号に掲げる規模の工事である場合は、届出書に下表に記載されている書類等を添付して提出してください。

表 土地の形質変更に関する工事の届出書に添付する書類等

綴じ順	書類等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
4	土地付近状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		
5	その他市長が必要と認める書類			

[土石の堆積に関する工事の届出]

政令第25条第2項各号に掲げる規模の工事である場合は、届出書に下表に記載されている書類等を添付して提出してください。

表 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する書類等

綴じ順	書類等の種類	明示すべき事項	縮 尺	備 考
1	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	
4	土地付近状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		
5	その他市長が必要と認める書類			

5.1.2 届出情報の公表

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1 略

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【省令】

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法)

第五十三条 法第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

※ 特定盛土等規制区域については、第八十三条で同様に規定

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※ 特定盛土等規制区域については、第八十四条で同様に規定

解説

宅地造成等に関する工事の届出を受理した場合は、工事主の氏名又は名称等の必要な事項をさいたま市のホームページ上で公表します。

【公表事項】

- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 工事の届出年月日
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

5.2 擁壁等を除却する工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第四十条で同様に規定

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十四条で同様に規定

【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第八十五条で同様に規定

解説

擁壁等に関する工事その他の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに、届出書（8.1国様式：様式第十七）を提出する必要があります。規制区域の指定前に設置された擁壁等や一部の除却であっても届出が必要です。

なお、法第12条第1項若しくは法第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をしている場合は、届出書を提出する必要はありません。

【届出が必要な工事】

- ・ 規制区域内の土地において行う、高さが2m超の擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の除却工事
- ・ 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の除却工事

5.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1～3 略

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第八十六条で同様に規定

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届出書（8.1国様式：様式第十八）を提出する必要があります。

なお、法第12条第1項若しくは法第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をしている場合は、届出書を提出する必要はありません。

第6章 工事着手から完了までの手続等

6.1 着手の届出

【細則】

(工事の着手の届出)

第17条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（様式第15号）を市長に届け出なければならない。

解説

工事の許可を受けた者は、その工事に着手したときに、工事着手届出書（8.2さいたま市様式：様式第15号）を市長に提出しなければなりません。

6.2 変更の許可又は届出

6.2.1 変更の許可

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第六十七条で同様に規定

解説

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じて、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するために、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要です。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書（8.1国様式：様式第七、様式第八）とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して提出してください。

6.2.2 変更の届出

【法律】

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

【省令】

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事における規定であるため、さいたま市では、法第28条の適用はありません。

6.3 軽微な変更

【法律】

(変更の許可等)

第十六条 1 略

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十五条で同様に規定

【省令】

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※ 特定盛土等規制区域については、第六十八条で同様に規定

【細則】

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第11条 法第16条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（様式第10号）により行うものとする。

解説

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときには遅滞なく、軽微な変更の届出書（8.2さいたま市様式：様式第10号）を届け出なければなりません。

以下の事項に該当する変更は、軽微な変更として取り扱います。変更許可の申請は不要です。

【土地の形質変更に関する工事】

① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更

② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更

③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

【土石の堆積に関する工事】

① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更

② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更

③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

④ 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

ただし、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。

6.4 工事の廃止

【細則】

(廃止の届出等)

第18条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事を廃止したときは、当該工事をしようとした土地又は当該工事に着手した土地について災害の防止のため必要な措置を講じるとともに、速やかに工事廃止届出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、工事主は、法第12条第1項の規定による許可の申請後、許可を受けるまでの間に当該申請を取り下げるときは、速やかに申請取下書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

解説

許可工事の廃止は、原則として工事着手前に限られます。工事着手後は、次のいずれかに該当する場合に限り廃止することができます。

【廃止を選択できる工事】

- ① 防災上の措置が終了しているもの
- ② 許可を取り直すために、手続上廃止する場合

許可工事を廃止しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、工事廃止届出書（8.2さいたま市様式：様式第16号）を提出してください。

6.5 申請の取り下げ

【細則】

(廃止の届出等)

第18条 1 略

2 前項に規定するもののほか、工事主は、法第12条第1項の規定による許可の申請後、許可を受けるまでの間に当該申請を取り下げるときは、速やかに申請取下書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

解説

許可申請受付後、許可までの間に計画を取り止める場合は、申請取下書（8.2さいたま市様式：様式第17号）を提出してください。

6.6 許可に基づく地位の承継

6.6.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに軽微な変更の届出書（8.2さいたま市様式：様式第10号）を届け出てください。

一般承継人が工事を相続する意思がないときは、工事廃止届出書（8.2さいたま市様式：様式第16号）を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

6.6.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

6.7 中間検査

【法律】
(中間検査)
第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【政令】
(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)
第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。
一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの
※ 特定盛土等規制区域については、第三十二条で同様に規定
(特定工程等)
第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。
2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【細則】
(宅地造成等に関する工事の中間検査の手続)
第14条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

解説

政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する義務があります。特定工程に係る工事を終えたときは、所定の様式（8.1国様式：様式第十三）により中間検査を申請してください。

なお、許可申請の際、細則第8条の規定により工事の施行区域を工区分けしたときは、工区ごとに中間検査を申請してください。

中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。みなし許可の工事も中間検査の対象になります。

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は下表のとおりです。特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合を確認し、問題がなければ中間検査合格証を交付します。

表 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
（政令で規定）盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事

6.8 完了検査

【法律】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

【細則】

(宅地造成等に関する工事の完了検査の手続)

第13条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第17条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

解説

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは除却の確認を受ける必要があります。所定の様式（8.1国様式：様式第九）により申請してください。

なお、許可申請の際、細則第8条の規定により工事の施行区域を工区分けしたとき、土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは除却の確認を、工区ごとに申請してください。

土地の形質変更に関する工事については、技術的基準に従い擁壁設置等の必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。

みなし許可の工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了したことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

6.9 検査等受検の流れ

【法律】

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十七条で同様に規定

【省令】

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

【法律】

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2・3 略

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

※ 特定盛土等規制区域については、第三十六条で同様に規定

【省令】

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認の申請期間)

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

解説

検査等の対象となる工事が完了した日から4日以内に書面により検査等の申請を行ってください。

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うもので、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断された場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の工程に進む必要があります。

完了検査は、当該工事が許可申請の内容に適合していることを確認するもので、許可申請の内容と相違があった場合は、不合格となります。

6.10 検査項目

【法律】
(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)
第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十一条で同様に規定

解説
中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は下表に示すとおりです。
なお、工事の規模に応じて、検査員が検査密度の増減を行うことがあります。

表 検査における判断基準				
工種	項目	判断基準	検査 方法	
			確認方法	関連書類
盛土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ）	平面図・断面図（完成形）
	勾配	計画勾配（原則30度以下）	計測確認（勾配）	
	盛土材料	計画材料	目視確認（材料）	受入管理書類
	盛土施工	計画締固め度（90%以上を標準）	目視確認（試験状況）	試験結果（締固め度）
		まき出し厚さ（おおむね0.30メートル以下）	計測確認（厚さ）	締固め状況書類（写真等） （まき出し厚さ・転圧回数）
		転圧回数（試験施工による）	目視確認（転圧状況）	
	原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類（写真等）
切土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ）	平面図・断面図（完成形）
	勾配	計画勾配	計測確認（勾配）	
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（地盤状況）	切土状況書類（写真等）
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか	目視確認（のり面状況）	
擁壁	擁壁形式	計画形式（申請書類）	目視確認（擁壁形式）	擁壁状況書類（図面・写真・納品書等）
	擁壁形状	計画形状（材料、寸法等）（申請書類）	計測確認（擁壁形状）	擁壁状況書類（図面・写真等）
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類（写真等）
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等（申請書類）	目視確認（配筋状況）	配筋状況書類（写真等）
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等（申請書類）	目視確認（水抜き穴）	水抜き穴状況書類（写真等）
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式（申請書類）	目視確認（施設形式）	施設状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状（申請書類）	計測確認（施設形状）	
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類（写真等）
	施設構造	計画構造（材料、寸法等）（申請書類）	計測確認（施設構造）	施設状況書類（写真等）
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間隔、勾配等）（申請書類）	目視確認（施設配置）	施設状況書類（図面・写真等）
	施設構造	計画構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）（申請書類）	計測確認（施設構造）	施設状況書類（写真等）
崖面の保護	保護工種別	計画種別（申請書類）	目視確認（保護工種別）	保護工状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）	
崖面以外の地表面の保護	保護工種別	計画種別（申請書類）	目視確認（保護工種別）	保護工状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状	目視確認（保護工種別）	
防災措置	防災措置の種別	計画種別（申請書類）	目視確認（防災措置の種別）	防災措置状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）	

（「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」（国土交通省）
（<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001611521.pdf>）を加工して作成）

6.11 定期報告

【法律】
(定期の報告)
第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。
※ 特定盛土等規制区域については、第三十八条で同様に規定

【政令】
(定期の報告を要する宅地造成等の規模)
第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。
2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの
※ 特定盛土等規制区域については、第三十三条で同様に規定

解説

工事の実施状況やその他主務省令で定める事項については、定期的な報告が必要です。報告は、工事の規模が下表の記載に該当する場合に必要となります。

なお、着手前や準備工などの現場が動いていない場合においても、許可を受けた時点から完了までの間、定期報告が必要となります。

表 定期報告を要する規模	
工事種別	定期報告を要する規模
土地の形質変更	① 盛土をした土地の部分に高さが2 mを超える崖を生ずることとなるもの
	② 当該切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
	③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5 mを超える崖を生ずることとなるもの
	④ ①又は③に該当しない盛土であつて、高さが5 mを超えるもの
	⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3, 0 0 0 m ² を超えるもの
土石の堆積	① 高さが5 mを超える土石の堆積で、土地の面積が1, 5 0 0 m ² を超えるもの
	② ①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3, 0 0 0 m ² を超えるもの

6.11.1 報告の頻度

【省令】
(定期の報告の期間)
第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。
※ 特定盛土等規制区域については、第七十九条で同様に規定

解説

許可を受けた時点から3 か月を超えない期間ごとに定期報告を行ってください。
なお、許可を受けた時点から3 か月を超えない期間内に工事が完了する場合には、定期報告は必要ありません。

6.11.2 報告の方法・内容

【省令】
(定期の報告)
第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
※ 特定盛土等規制区域については、第七十八条で同様に規定
(定期の報告の報告事項)
第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。
一 工事が施行される土地の所在地
二 工事の許可年月日及び許可番号
三 前回の報告年月日
2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
二 報告の時点における盛土又は切土の面積
三 報告の時点における盛土又は切土の土量
四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
一 報告の時点における土石の堆積の高さ
二 報告の時点における土石の堆積の面積
三 報告の時点における堆積されている土石の土量
四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
※ 特定盛土等規制区域については、第八十条で同様に規定

【細則】
(定期の報告)
第15条 工事主は、法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書（様式第13号）により行うものとする。

解説
定期報告は、定期報告書（8.2さいたま市様式：様式第13号）に工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出してください。報告書に記載する事項は、下表のとおりです。

表 定期報告書で報告すべき事項

工事の種別	報告事項
土地の形質変更	報告の時点における盛土又は切土の高さ、盛土又は切土の面積、盛土又は切土の土量、擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	報告の時点における土石の堆積の高さ、土石の堆積の面積、堆積されている土石の土量、前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

第7章 条例・施行細則

7.1 さいたま市都市計画関係事務手数料条例

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の額
1～9 [略]	
10 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の規定による宅地造成又は特定盛土等の許可の申請に対する審査	
(1) 宅地造成又は特定盛土等の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
(2) 宅地造成又は特定盛土等の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 28,000円
(3) 宅地造成又は特定盛土等の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 40,000円
(4) 宅地造成又は特定盛土等の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき 58,000円
(5) 宅地造成又は特定盛土等の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 73,000円
(6) 宅地造成又は特定盛土等の面積が5,000平方メートルを超え1ヘクタール以内のもの	1件につき 98,000円
(7) 宅地造成又は特定盛土等の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	1件につき 151,000円
(8) 宅地造成又は特定盛土等の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	1件につき 233,000円
(9) 宅地造成又は特定盛土等の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	1件につき 368,000円
(10) 宅地造成又は特定盛土等の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	1件につき 526,000円
(11) 宅地造成又は特定盛土等の面積が10ヘクタールを超えるもの	1件につき 684,000円
11 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条の規定による宅地造成又は特定盛土等の変更許可の申請に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が684,000円を超えるときは、その手数料の額は、684,000円とする。
(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する設計の変更(次号のみに該当する場合を除く。)	造成区域の面積(次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の造成区域の面積、造成区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の造成区域の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の造成区域への編入に係る事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額
(3) その他の変更	11,000円
12 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の規定による土石の堆積の許可の申請に対する審査	
(1) 堆積の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
(2) 堆積の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
(3) 堆積の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円
(4) 堆積の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円
(5) 堆積の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 32,000円
(6) 堆積の面積が5,000平方メートルを超え1ヘクタール以内のもの	1件につき 35,000円

(7) 堆積の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの	1件につき 42,000円
(8) 堆積の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの	1件につき 57,000円
(9) 堆積の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの	1件につき 77,000円
(10) 堆積の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの	1件につき 113,000円
(11) 堆積の面積が10ヘクタールを超えるもの	1件につき 136,000円
13 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条の規定による土石の堆積の変更許可の申請に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。
(1) 土石の堆積に関する設計の変更(次号のみに該当する場合を除く。)	堆積の面積(次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の堆積の面積、堆積面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の堆積の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の造成区域への編入に係る事項の変更	新たに編入される堆積の面積に応じ前項に規定する額
(3) その他の変更	11,000円
14 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による書面の交付	
(1) 法第12条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付	1件につき 3,000円
(2) 法第12条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付	1件につき 7,000円

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。

7.2 さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

(土地への立入りの通知)

第3条 法第5条第2項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地立入通知書（様式第1号）により行うものとする。

(障害物の伐除等の事前の通知)

第4条 法第6条第2項の規定による障害物又は土地の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除等事前通知書（様式第2号）により行うものとする。

(障害物の伐除の通知)

第5条 法第6条第3項後段の規定による障害物の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除通知書（様式第3号）により行うものとする。

(証明書等の様式)

第6条 法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第4号）とする。

2 法第7条第2項に規定する許可証は、障害物伐除等許可証（様式第5号）とする。

(住民への周知)

第7条 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書（様式第6号）とする。

(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)

第8条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可（法第15条第1項の規定により、当該許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号又は同条第2項第1号に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請等の添付書類)

第9条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土若しくは切土をする土地の部分又は土石の堆積を行う部分の求積図
 - (2) 工事主が法人の場合にあっては、前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業経歴書
 - (3) 工事主が個人の場合にあっては、前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (4) 工事主が、次のアからカのいずれにも該当しないことを誓約する書類
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 法第12条又は第16条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - オ 法人であって、その役員のうちにエに該当する者があるもの
 - カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (5) 法第12条第2項第3号に規定する工事を完成するために必要な能力がある者であることを証するための次に掲げる書類
 - ア 法人の登記事項証明書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し
 - エ 技術者名簿
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (宅地造成等に関する工事の協議)

- 第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第7号）に省令第7条第1項各号（第7号から第9号まで及び第12号を除く。）に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第8号）に省令第7条第2項各号（第5号から第7号まで及び第10号を除く。）に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 法第15条第1項の規定による協議が成立したときの当該協議の申出者に対する通知は、協議成立通知書（様式第9号）により行うものとする。
- （宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）
- 第11条 法第16条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（様式第10号）により行うものとする。
- （宅地造成等に関する工事の変更協議）
- 第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第11号）に省令第7条第1項各号（第7号から第9号まで及び第12号を除く。）に掲げる書類のうち、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第12号）に省令第7条第2項各号（第5号から第7号まで及び第10号を除く。）に掲げる書類のうち、土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議が成立したときの当該協議の申出者に対する通知は、協議成立通知書により行うものとする。
- （宅地造成等に関する工事の完了検査の手続）
- 第13条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第17条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。
- （宅地造成等に関する工事の中間検査の手続）
- 第14条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。
- （定期の報告）
- 第15条 工事主は、法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書（様式第13号）により行うものとする。
- （法第12条第1項及び第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）
- 第16条 省令第88条に規定する書面の交付を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明願（様式第14号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- （工事の着手の届出）
- 第17条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（様式第15号）を市長に届け出なければならない。
- （廃止の届出等）
- 第18条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事を廃止したときは、当該工事をしようとした土地又は当該工事に着手した土地について災害の防止のため必要な措置を講じるとともに、速やかに工事廃止届出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、工事主は、法第12条第1項の規定による許可の申請後、許可を受けるまでの間に当該申請を取り下げるときは、速やかに申請取下書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。
- 附 則
- この規則は、令和7年5月26日から施行する。

様式第二

106

	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工 程 の 概 要			
11 その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度
支出	事業費			
	用地費			
	工事費			
	附帯工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	〇〇〇			
	借入償還金			
	〇〇〇			
	計			
収入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
	補助負担金			
	〇〇〇			
	〇〇〇			
借入金の借入先				

年度	計

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法			{第 12 条第 1 項} {第 30 条第 1 項}	の規定により、許可を申請します。		※手数料欄	
年 月 日			殿		申請者 氏名		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()					
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)					
5 土地の面積		平方メートル					
6 工事の目的							
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル					
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル					
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル					
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配						
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置						
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置						
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅				
			メートル				
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置						
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置						
	ヌ 工事中の危害防止 の た め の 措 置						
	ル そ の 他 の 措 置						
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日					
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日					
カ 工 程 の 概 要							
8 その他必要な事項							
※受付欄		※決裁欄		※許可に当たって付した条件		※許可番号欄	
年 月 日						年 月 日	

第	号		第	号
係員氏名			係員氏名	
〔注意〕 ※印のある欄は記入しないでください。 - 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

(単位 千円)

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度
支出	事業費			
	用地費			
	工事費			
	附帯工事費			
	事務費			
	借入金利息			
	〇〇〇			
	借入償還金			
	〇〇〇			
	計			
収入	自己資金			
	借入金			
	〇〇〇			
	処分収入			
	〇〇〇			
	補助負担金			
	〇〇〇			
	〇〇〇			
	計			
借入金の借入先				

年度	計

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項} の規定により、変更 の許可を申請します。						※手数料欄	
年 月 日							
殿							
申請者 氏名							
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)		()					
2 設 計 者 住 所 氏 名							
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名							
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)					
5 土 地 の 面 積		平方メートル					
6 工事着手前の土地利用状況							
7 工事完了後の土地利用							
8 盛 土 の タ イ プ		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土					
9 土 地 の 地 形		溪流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル					
	ロ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	平方メートル					
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル				
		切 土	立方メートル				
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長		
				メートル	メートル		
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長		
				センチ メートル	メートル		
	ト 崖面の保護の方法						
チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法							
リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置							
ヌ そ の 他 の 措 置							
ル 工事着手予定年月日	年 月 日						
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日						
ワ 工 程 の 概 要							

11 その他必要な事項			
12 変更の理由			
13 許可番号		第 号	
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項} の規定により、変更の許可を申請します。						※手数料欄	
年 月 日							
殿							
申請者 氏名							
1		工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)				()	
2		設 計 者 住 所 氏 名					
3		工 事 施 行 者 住 所 氏 名					
4		土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5		土 地 の 面 積				平方メートル	
6		工 事 の 目 的					
概要工事	イ	土石の堆積の最大堆積高さ				メートル	
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積				平方メートル	
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量				立方メートル	
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配					
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置					
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置					
	ト	空地の設置	番号	空地の幅			
				メートル			
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置					
	リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置					
	ヌ	工事中の危害防止のための措置					
	ル	そ の 他 の 措 置					
	ヲ	工事着手予定年月日				年 月 日	
	ワ	工事完了予定年月日				年 月 日	
	カ	工 程 の 概 要					
8	そ の 他 必 要 な 事 項						
9	変 更 の 理 由						

10 許 可 番 号		第 号	
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

※	受	付	欄
	年	月	日
	第		号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 1 項}
第 36 条第 1 項} の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※	受	付	欄
	年	月	日
	第		号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 4 項}
第 36 条第 4 項} の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※	受	付	欄
年	月	日	
第		号	

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 18 条第 1 項}
{第 37 条第 1 項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地 の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対 象となる特定工程 に 係 る 工 事	検 査 実 施 回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の 中間検査受検履歴	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の 中間検査受検予定	検 査 実 施 回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
8 備 考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名			
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル		
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土		
5 盛土又は切土の高さ	メートル		
6 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル		
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル	
	切 土	立方メートル	
8 工事着手年月日	年	月	日
9 工事完了予定年月日	年	月	日
10 工事の進捗状況			

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)
3 工事を行っている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第3項
第40条第3項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項}
{第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転 用 し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
2 転 用 し た 土 地 の 面 積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上				
{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }				
1	工 事 主 の 住 所 氏 名			見 取 図
2	許 可 番 号	第 号		
3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日		
4	工 事 施 行 者 の 氏 名			
5	現 場 管 理 者 の 氏 名			
6	盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
7	盛 土 又 は 切 土 を す る 土 地 の 面 積	平方メートル		
8	盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許 可 又 は 届 出 担 当 の 都 道 府 県 部 局 名 称 連 絡 先			
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上			
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工 事 主 の 住 所 氏 名		見 取 図
2	許 可 番 号	第 号	
3	許 可 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日	
4	工 事 施 行 者 の 氏 名		
5	現 場 管 理 者 の 氏 名		
6	土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	メートル	
7	土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル	
8	土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立方メートル	
9	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
10	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

↑

50センチメートル以上

↓

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

8.2 さいたま市様式
様式第6号（第7条関係）

周知措置報告書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

（ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名 ）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第11条の規定による、宅地造成等に関する工事の内容を周知させるための措置を、下記のとおり講じたので報告します。

記

1 工事をする土地の所在地及び地番		
2 周知の方法		該当する事項（□印）にレ印を付けてください。※1 □ 説明会を開催 □ 書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布 □ 当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民に閲覧
説明会内容※2	3 日 時	年 月 日 時 分
	4 場 所	
	5 住民参加人数	名
	6 説 明 概 要	
	7 住民の意見等	
	8 住民の意見等に対する回答	

※1 上記の内容が実施されたことがわかる書類を添付してください
※2 説明会内容については、説明会を実施した場合に記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

年 月 日

さいたま市長

申出者 氏名

1	工 事 主 住 所 氏 名				
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度：	度	分	秒、
		経度：	度	分	秒)
5	土 地 の 面 積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10 工事の概要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				センチ メートル	メートル
				センチ メートル	メートル
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面の 保 護 の 方 法				
	ケ 工事中の危害防止の た め の 措 置				
	コ そ の 他 の 措 置				
サ 工事着手予定年月日	年 月 日				
シ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ス 工 程 の 概 要					
11	そ の 他 必 要 な 事 項				

(第2面)

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協 議 に 当 た っ て 付 し た 条 件	※ 協 議 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 (1) ※印のある欄は記入しないでください。 (2) 2は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 (3) 3は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 (4) 4は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 (5) 8は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 (6) 9は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 (7) 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

※ 2部提出してください。

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。				
年 月 日				
さいたま市長				
申出者 氏名				
1	工事主住所氏名			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)			
	(緯度:	度	分 秒、 経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積			
6	工事の目的			
7 工事の概要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ		
	イ	土石の堆積を行う土地の面積		
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量		
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ	空地の設置	番号	空地の幅
				メートル
				メートル
	ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ	工事中の危害防止のための措置		
	サ	その他の措置		
	シ	工事着手予定年月日		
ス	工事完了予定年月日			
セ	工程の概要			
8	その他の必要な事項			
※ 受付欄		※ 決裁欄	※ 協議に当たって付した条件	
年 月 日			※ 協議番号欄	
第 号			年 月 日	
係員氏名			第 号	
			係員氏名	

〔注意〕

- (1) ※印のある欄は記入しないでください。
- (2) 3は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- (3) 4は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- (4) 7リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- (5) 8は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

※ 2部提出してください。

軽微な変更の届出書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により、宅地造成等に関する工事の軽微な変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 工事の許可年月日及び許可番号 (工事の協議成立年月日及び協議番号)	年 月 日 第 号	
2 工事をする土地の 所在地及び地番		
3 軽微な変更の内容	ア 事項	
	イ 変更前	
	ウ 変更後	
	エ 理由	

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による協議を申し出ます。

年 月 日

さいたま市長

申出者 氏名

1	工 事 主 住 所 氏 名				
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
				メートル	メートル
	カ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				センチ メートル	メートル
				センチ メートル	メートル
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面の 保護の方法				
	ケ 工事中の危害防止の ための措置				
コ その他の措置					
サ 工事着手予定年月日	年 月 日				
シ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ス 工程の概要					

11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	協議番号		第 号	
※	受付欄	※	決裁欄	※ 協議に当たって付した条件
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕 (1) ※印のある欄は記入しないでください。 (2) 2は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 (3) 3は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 (4) 4は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 (5) 8は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 (6) 9は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 (7) 11は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

※ 2部提出してください。

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。 年 月 日 さいたま市長 申出者 氏名			
1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工事の概要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
			メートル
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ 工事中の危害防止のための措置		
	サ その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年 月 日	
ス 工事完了予定年月日	年 月 日		
セ 工程の概要			
8	その他の必要な事項		
9	変更の理由		
10	協議番号	第 号	

(第2面)

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協 議 に 当 た っ て 付 し た 条 件	※ 協 議 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 (1) ※印のある欄は記入しないでください。 (2) 3は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 (3) 4は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 (4) 7リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 (5) 8は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

※ 2部提出してください。

定期報告書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

（ 法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者名 ）

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 9 条第 1 項の規定により、工事の実施状況等について、下記のとおり報告します。

記

共通	1 工事が施行される土地の所在地	
	2 工事の許可年月日及び許可番号 （工事の協議成立年月日及び協議番号）	年 月 日 第 号
	3 前回の報告年月日 （2回目以降のみ記入）	年 月 日
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	メートル
	5 報告の時点における盛土又は切土の面積	平方メートル
	6 報告の時点における盛土又は切土の土量	立方メートル
	7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
土石の堆積に関する工事	8 報告の時点における土石の堆積の高さ	メートル
	9 報告の時点における土石の堆積の面積	平方メートル
	10 報告の時点における堆積されている土石の土量	立方メートル
	11 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	立方メートル

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明願

※1 手 数 料 年 月 日 さいたま市長 申請者（建築主） 住所 氏名 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名 電話番号 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、次の建築（建設）計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（法第 12 条第 1 項・法第 16 条第 1 項）の規定に適合していることを証明願います。				
1 建築（建設）をする土地の所在地及び地番				
2 建築（建設）計画の概要	工事の種別		敷地面積	平方メートル
	用 途		建築面積	平方メートル
	構 造		のべ面積	平方メートル
3 盛土で生じる崖の高さ	メートル			
4 切土で生じる崖の高さ	メートル			
5 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
6 法第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている場合は、その許可年月日等	年 月 日 第 号			
7 法第 16 条第 1 項の規定による許可を受けている場合は、その許可年月日等	年 月 日 第 号			
※1 上記の建築（建設）計画については、宅地造成及び特定盛土等規制法（法第 12 条第 1 項・法第 16 条第 1 項）の規定に適合していることを証明します。 年 月 日 第 号 さいたま市長				

※1 ※1 には、記入しないでください。

※ 2 部提出してください。

工事着手届出書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

法人にあつては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者名

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定による許可に係る工事に着手しましたので、さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 17 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 工事の許可年月日及び許可番号 (工事の協議成立年月日及び協議番号)	年 月 日 第 号
2 工事をする土地の 所在地及び地番	
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日
5 工事施行者住所・氏名	電話番号
6 設計者住所・氏名	電話番号
7 現場責任者住所・氏名	電話番号
※ 処 理 欄	※ 受 付 欄

※ ※印のある欄は、記入しないでください。

工事廃止届出書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者名

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定による許可に係る工事を廃止しましたので、さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 18 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 工事の許可年月日及び許可番号 (工事の協議成立年月日及び協議番号)	年 月 日第 号
2 工事をする土地の 所在地及び地番	
3 土地の面積	平方メートル
4 廃止の理由	
※ 処 理 欄	※ 受 付 欄

※ ※印のある欄は、記入しないでください。

申請取下書

年 月 日

さいたま市長

工事主 住所
氏名

法人にあつては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者名

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の規定による許可の申請を取り下げますので、さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 18 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 工 事 の 受 付 番 号	年 月 日第 号
2 工 事 を す る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
3 土 地 の 面 積	平方メートル
4 取 下 げ の 理 由	
※ 処 理 欄	※ 受 付 欄

※ 印のある欄は、記入しないでください。

8.3 参考様式
参考様式

権利者一覧表

物件の 種 類 ※1	土地の所在地 及 び 地 番	面積 (㎡)	権利の 種 類 ※2	権利者の 氏 名 ※3	同意の 有・無	摘 要	同 意 書 と の 対照番号
合計	関係権利者の総数				関係権利者の同意数		

※1 物件の種類欄は、地目、建物、工作物等の種類を記入してください。
 ※2 権利の種類欄は、所有権等登記事項証明書に記載された権利の種類を記入してください。
 ※3 同一物件に権利者が二人以上ある場合は摘要欄にその旨を記入してください。

同意証明書

次の土地について、宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法第12条第2項第4号} \\ \text{法第30条第2項第4号} \end{array} \right\}$ の規定により、宅地造成等に関する工事をするに同意します。

[illegible]

※1 権利の種類欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利の種類を記入してください。

※2 共有のときは、その旨を摘要欄に記入してください。

資力及び信用に関する誓約書

さいたま市長 様

私は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

1 私は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 法第12条又は第16条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (5) 法人であって、その役員のうちに(4)に該当する者があるもの
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

工事主 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名 〕

電話番号

事業経歴書

年 月 日

工事主又は工事施行者のどちらかを選択してください 住所
氏名

（ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名 ）

電話番号

No	宅地造成等に関する 工 事 名	事業場所	事業規模 (面積等)	許認可番号※	事業期間
1				第 号 年 月 日	年 月着工 年 月竣工
2					年 月着工 年 月竣工
3					年 月着工 年 月竣工
4					年 月着工 年 月竣工
5					年 月着工 年 月竣工
6					年 月着工 年 月竣工
7					年 月着工 年 月竣工
8					年 月着工 年 月竣工
9					年 月着工 年 月竣工
10					年 月着工 年 月竣工

※ 都市計画法に基づく開発許可又は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可を取得している場合に記入してください。

技術者名簿

年 月 日

工事施行者 住所
氏名

（ 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名 ）

電話番号

通番	氏 名	生 年 月 日	資 格 名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				
1 3				
1 4				
1 5				
1 6				
1 7				
1 8				
1 9				
2 0				

実務経験証明書

年 月 日

以下の者は、土木又は建築の技術に関して、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

電話番号

記

設計者の氏名		生年月日	
勤務先の所在地 及 び 名 称	電話番号		
部 署 名	実 務 経 験 の 内 容 (具体的に記載してください。)	実 務 経 験 年 数	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
証明を得ることができない場合はその理由を記入		合計 満 年 月	

委任状

私は、 を代理人と定め、下記に関する手続の一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住所
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名 〕

電話番号

記

代理人	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
委 任 事 項		該当する事項（□印）にレ印を付けてください。 ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可申請から工事の検査済証の受領まで ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の申請から証明書の受領まで ☐ （ ）